

令和7年度

包括外部監査の結果報告書

(子ども・子育て支援事業に係る財務事務の執行について)

奈良市包括外部監査人

公認会計士 瀬瀬 和雅

目次

第1	包括外部監査の概要	1
【1】	外部監査の種類	1
【2】	選定した特定の事件	1
【3】	特定の事件を選定した理由	1
【4】	監査対象部署	2
【5】	包括外部監査の方法	2
【6】	包括外部監査人補助者	3
【7】	包括外部監査実施期間	3
【8】	利害関係	3
【9】	略称等	3
第2	監査対象の概要	4
【1】	奈良市の人口推移、少子化の進行状況	4
【2】	少子化問題	6
【3】	奈良市第5次総合計画の概要	8
【4】	奈良市子どもにやさしいまちづくりプランの概要	13
【5】	市の子育て支援体制の概要	17
【6】	監査対象事業	18
第3	監査の結果	20
【1】	監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見の概要	20
【2】	個別の事務執行に係る共通の課題	24
第4	個別の事業執行について	29
【1】	子育て世代支援PR事業経費	29
【2】	民間保育所運営補助経費・認定こども園等運営補助経費	32
【3】	子ども医療費助成経費	40
【4】	養育費確保支援事業経費	44
【5】	母子家庭等自立支援給付金事業経費	47
【6】	ファミリーサポートセンター事業経費	52
【7】	フードバンク事業経費	57
【8】	育児用品等支給事業経費	62
【9】	子どもの体験支援事業経費	66
【10】	子育てスポット事業経費	69
【11】	子育て世帯訪問支援事業経費	74
【12】	地域子育て支援拠点事業経費	78
【13】	乳児家庭全戸訪問事業経費	84
【14】	児童虐待防止対策推進事業経費	91
【15】	一般不妊治療等助成経費	95
【16】	産後ケア事業経費	98
【17】	産婦健康診査助成経費	103
【18】	出産・子育て応援経費	106
【19】	新生児聴覚検査助成経費	110

第1 包括外部監査の概要

【1】外部監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第1項、第2項及び第4項並びに奈良市外部監査契約に基づく監査に関する条例（平成13年奈良市条例第36号）第2条の規定に基づく包括外部監査

【2】選定した特定の事件

1. 包括外部監査の対象

子ども・子育て支援事業に係る財務事務の執行について

2. 包括外部監査対象期間

原則として、令和6年度を監査対象期間とし、必要に応じて監査作業実施時点における令和7年度の状況及び令和5年度以前も含めた。

【3】特定の事件を選定した理由

日本社会において、少子化は長年にわたり深刻な課題となっている。合計特殊出生率は減少傾向が続き、令和5年の全国値は1.20と、人口の維持に必要とされる水準(2.07)を大きく下回っている。この背景には、晩婚化・未婚化の進行、育児や教育に関する経済的・社会的負担の増加、働き方の多様化に伴う家庭形成への影響など、複合的な要因が存在する。少子化の進行は、労働人口の減少や地域社会の活力低下、社会保障制度の維持困難化、地方自治体の財政基盤の脆弱化など、国全体にとって多方面に深刻な影響をもたらしている。

奈良市（以下「市」という。）においても、こうした全国的な傾向と同様の傾向が見られるところであり、市の合計特殊出生率は、近年上昇傾向にはあるものの、令和5年において1.10と、全国水準（1.20）を下回っている。加えて、女性人口の減少が続いており、この影響もあって出生数の減少傾向が継続している状況にあると推察される。こうした状況は、市の人口構造や将来の地域社会の活力維持にとって課題となっている。

市では平成27年度に「奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン」を策定し、これに基づいて100を超える施策を展開するなど、子ども・子育て支援に総合的に取り組んできた。さらに、令和7年3月には「奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン」を改定し、さらなる支援の充実を図っている。また、「奈良市第5次総合計画」においても、重点分野の一つとして「未来を育てる（子育て支援）」が掲げられており、子ども・子育て支援は引き続き市政の重要課題として位置付けられている。

市における子ども・子育て支援に関する取り組みは、将来の地域社会の活力につながる重要な未来への投資であり、社会全体で取り組むべき重要課題の一つである。そのため、子ども・子育て支援事業に係る財務事務の執行及び管理が適法かつ適切に行われているかどうかを、包括外部監査人の立場から検討することは、市民にとっても意義のあることと考える。

以上から、子ども・子育て支援事業に係る財務事務の執行について検討することは重要であると判断し、本年度のテーマとして選定した。

【4】監査対象部署

子ども未来部

- ・子ども政策課
- ・幼保こども園課
- ・子ども給付課
- ・子ども育成課
- ・子ども家庭支援課

健康医療部

- ・母子保健課

【5】包括外部監査の方法

1. 監査の視点

- ① 対象とした事務事業は関連諸法令・諸規程に基づき適切に行われているか。
- ② 対象とした事務事業は効果的かつ効率的に行われているか。
- ③ 対象とした事務事業が他の事業と重複せずに行われているか。
- ④ 各事業について適切な評価が行われ、適時に見直しが行われているか。

2. 監査の方法

- ① 監査対象事業の事務執行に関連する法令、条例、規則等を確認する。
- ② 監査対象事業の所管部署の責任者及び担当者に対して、事業の概要等について質問を実施する。
- ③ 監査対象事業経費として支出した補助金や委託料等に関連する各種資料を閲覧する。
- ④ その他監査人が必要と認めた監査手続を実施する。

【6】包括外部監査人補助者

酒井 康行	公認会計士	植田 将吾	公認会計士試験合格者
向 裕司	公認会計士	田中 柗太郎	公認会計士試験合格者
藤原 慎太郎	公認会計士	松浦 愛子	
竺沙 実穂	公認会計士		

【7】包括外部監査実施期間

令和7年7月7日から令和8年3月17日までの期間で監査を実施した。

【8】利害関係

外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定による利害関係はない。

【9】略称等

1. 報告書中の元号の表記

報告書中、一部の元号については、次のとおり略称を使用している。

略号	元号	凡例
S	昭和	S50年＝昭和50年
H	平成	H30年＝平成30年
R	令和	R5年＝令和5年

2. 報告書中の数値・金額

報告書中の数値・金額は、市から監査人に提示のあった資料、ホームページ掲載の資料等をもとに記載したものである。

なお、金額については表示単位未満を四捨五入しており、また、率その他についても表示単位未満を四捨五入している。そのため、報告書中の表の合計は、端数処理の関係で総数と内訳の合計とが一致しない場合がある。

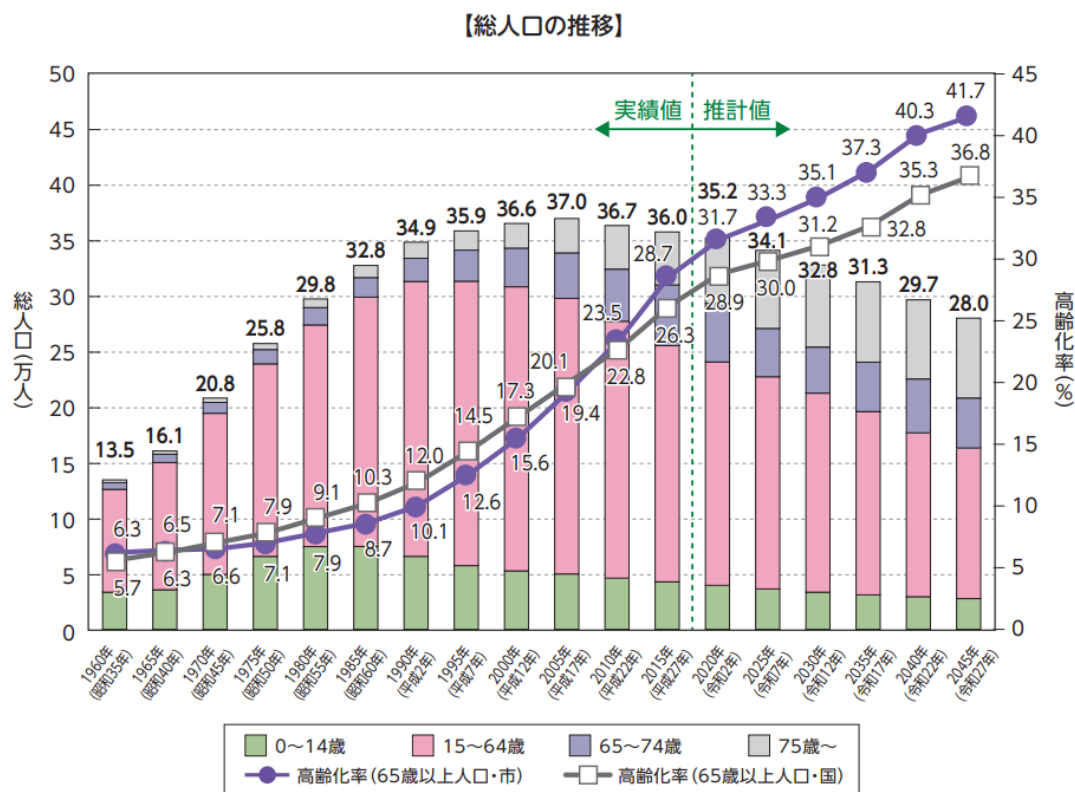
第2 監査対象の概要

【1】奈良市の人口推移、少子化の進行状況

市の「子ども・子育て支援事業に関する財務事務の執行」を監査するにあたり、はじめに、市の人口動向及び少子化の現状について概観する。

1. 奈良市の人口推移

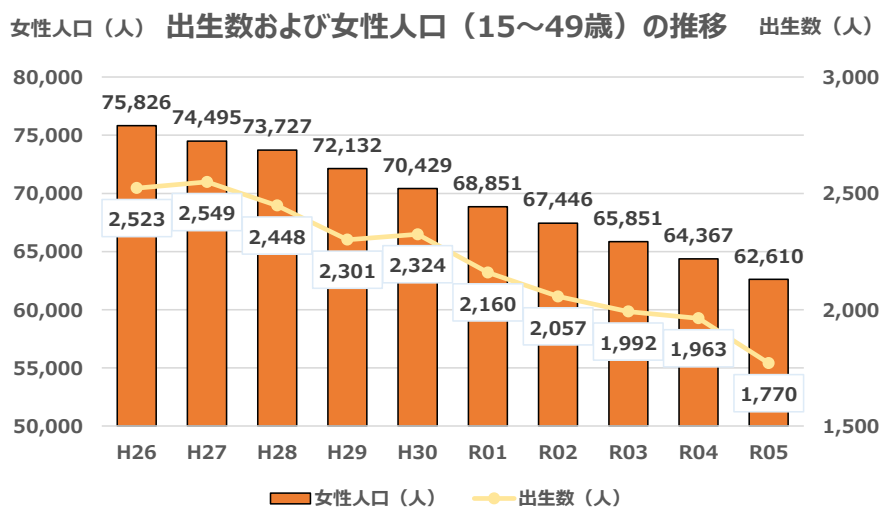
市の総人口は、平成17年のピーク時には約37万人に達していたが、その後は減少傾向が続いている。年齢区分ごとに見ると、年少人口（15歳未満）は昭和60年以降減少しており、生産年齢人口（15歳から64歳）は平成7年頃をピークに減少している。一方で、老年人口（65歳以上）は昭和35年以降増加し続けており、今後も全国平均を上回る高齢化率が見込まれるなど、少子高齢化が進行している状況である。



(出典：奈良市第5次総合計画)

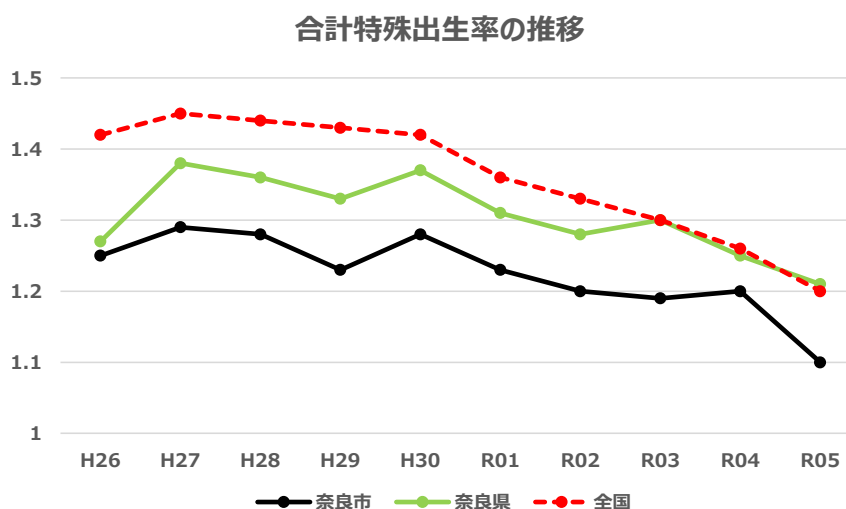
2. 少子化の進行状況

市によると、出生数は、15～49歳までの女性人口の減少に伴い、平成30年以降減少を続けており、令和3年には2,000人を下回っている。



（出典：「令和5年奈良市合計特殊出生率について」より監査人作成）

また、合計特殊出生率について、全国平均及び奈良県全体平均をいずれも下回る形で減少傾向にある。奈良県全体平均は、令和3年以降、全国平均に近似した数値で推移しているものの、奈良市は両者の数値に比して0.05～0.1ポイントほど低い数値となっている。



（出典：「令和5年奈良市合計特殊出生率について」より監査人作成）

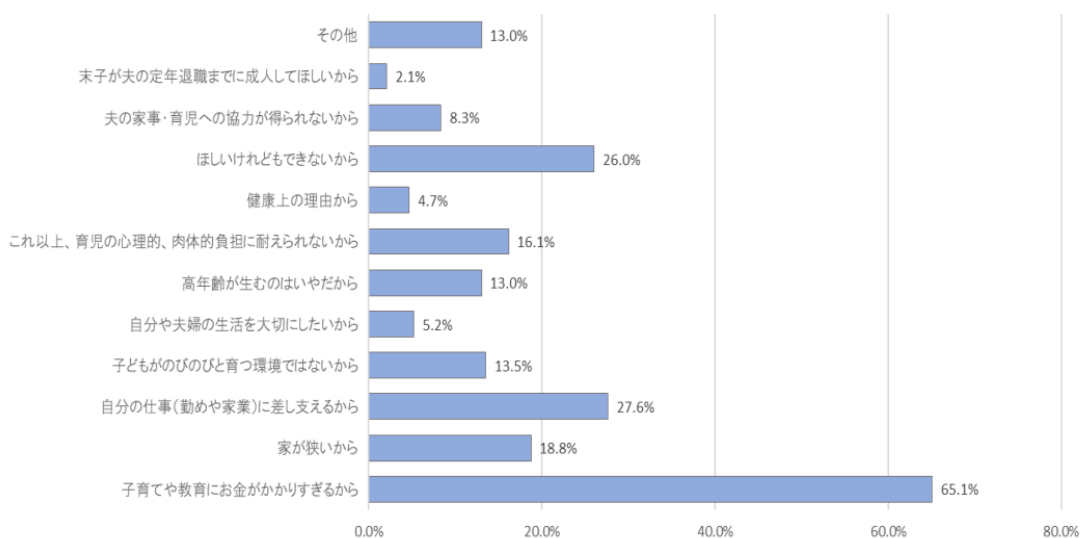
【2】少子化問題

1. 少子化の背景

少子化が進行している要因としては、女性人口の減少に加え、晩婚化や未婚率の上昇が挙げられる。これには、女性の社会進出や多様なライフスタイルの選択が可能になったというポジティブな側面がある一方、経済的・精神的な余裕のなさから、家庭や子どもを持つことを断念せざるを得ない状況も背景にある。

市では令和5年、少子化対策の一環として、結婚している55歳未満の女性及び18歳以上55歳未満の独身の男女を対象に「2023年奈良市結婚と出産に関する意識調査」を実施した。この調査で結婚されている方に理想とする子どもの数を尋ねたところ、54.5%が「2人」、30.4%が「3人」と回答し、約90%が2人以上を理想としている。しかし、令和5年の合計特殊出生率は1.10と理想と大きくかい離しており、実際に持つ子どもの人数が理想より少ない理由として最も多かった回答は「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」であった。

【実際にもつつもりの子どもの数が、理想的な子どもの数よりも少ない理由（複数回答）】



(出典：2023年奈良市結婚と出産に関する意識調査)

2. 少子化の影響

少子高齢化が進むことで市全体の人口が減少し、生産年齢人口の減少に伴い税収が減少する一方、社会保障関係費等の増大により市の財政を圧迫することが予想され、税収減少だけでなく、住民数が減れば市内消費も減少し、地域経済の衰退につながる危険性がある。また、少子化や核家族化の進行、地域のつながりの希薄化など、社会環境が変化する中で、身近な地域に相談できる相手がいないなどにより、子育て中の親が孤立感を抱き、子育てに適さない地域と感じるようになれば、若い世代が大阪や京都など利便性の高い都市へ流出する恐れもある。

3. 国による少子化の対策

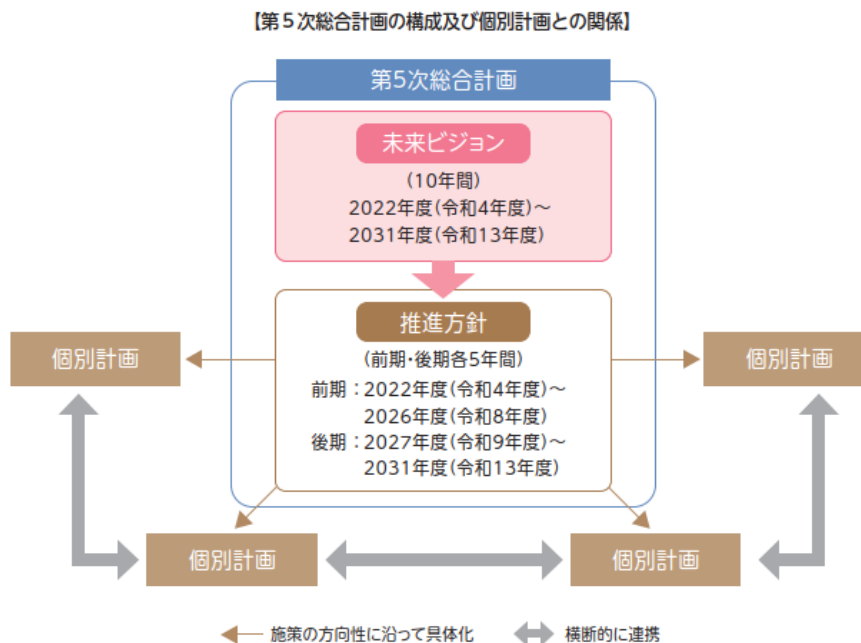
国が主導して実施している少子化対策としては、地域少子化対策重点推進交付金が挙げられる。これは、地方公共団体が行う「結婚、妊娠・出産、子育て」を支援する取り組みや事業を支援するものである。市では、この交付金を活用する形で、大学生向けライフキャリア講座や出会い・結婚支援事業が実施されている。

また、長期的な方針としては、令和2年5月29日に「少子化社会対策大綱」が閣議決定されている。これによると、我が国の少子化問題には時間的な猶予はなく、フランスやスウェーデン、ドイツといった一時期出生率が低迷していたものの、経済的支援や国を主導とした子育て支援体制の構築をもって、出生率の回復を見せている海外諸国の事例を参考に、効果的な少子化対策が急がれるとしている。

【3】奈良市第5次総合計画の概要

1. 策定の背景

市は、まちづくりの目標を明確にし、これを達成するために市政全般に係る施策の基本的な方向性を体系的に示すことを目的として、奈良市第5次総合計画を策定している。この計画は、未来ビジョンと推進方針で構成されており、推進方針に基づき、各分野の個別計画を策定・実施している。



(出典：奈良市第5次総合計画)

2. 未来ビジョン

奈良市第5次総合計画における未来ビジョンは、市の現況や社会情勢の変化を踏まえ、今後10年間で市民と行政がともに目指すべき将来像を共有することを目的として定められている。令和13年における市の将来像として、「『わたし』からはじめる『わたしたち』のまち 奈良」が掲げられており、この将来像を実現するために、市は具体的に4つのまちの方向性を設定している。

【まちの方向性】

I 誰もが子育てに関わり多様な生き方を認めあうまち

子どもをまちの未来そのものと捉え、家庭や学校だけでなく、地域の誰もが子育てに関わります。多様な育て方を受け入れあうことで、育つ人も育てる人もその人らしく生きられるまちを目指します。

II 地域の特性をいかした様々な働き方にチャレンジできるまち

歴史あるまちから新しいまちまで。まちなかから山里まで。それぞれのまちの特性に目を向け、その魅力をいかした奈良市ならではの仕事の可能性を広げます。さらに、誰もが安心して自分が望むように働けるまちを目指します。

III 誰かのやりたいことが他の誰かのやってほしいことになる機会をみんなで作っていきけるまち

人とのつながりから生まれる楽しさや喜びを通して、まちへの愛着と誇り、生きがいを育みます。何かをしてみたいという思いや行動が他の人の求めることにつながり、充実した暮らしを実現していきけるまちを目指します。

IV 命と生活を守るために自分たちで考え行動できるまち

安全・安心な生活を持続可能なものとするため、知恵と力を合わせて自分たちの命と生活を守ります。それぞれができることを実践し、その積み重ねが土台となり、誰もが住みやすいと実感できるまちを目指します。

(出典：奈良市第5次総合計画)

3. 推進方針

奈良市第5次総合計画における推進方針は、未来ビジョンの実現に向けて市が重点的に推進すべき分野を明確化し、各分野で取り組む施策の方向性を体系的に示すものである。計画期間は令和4年度から令和8年度までを前期、令和9年度から令和13年度までを後期としている。

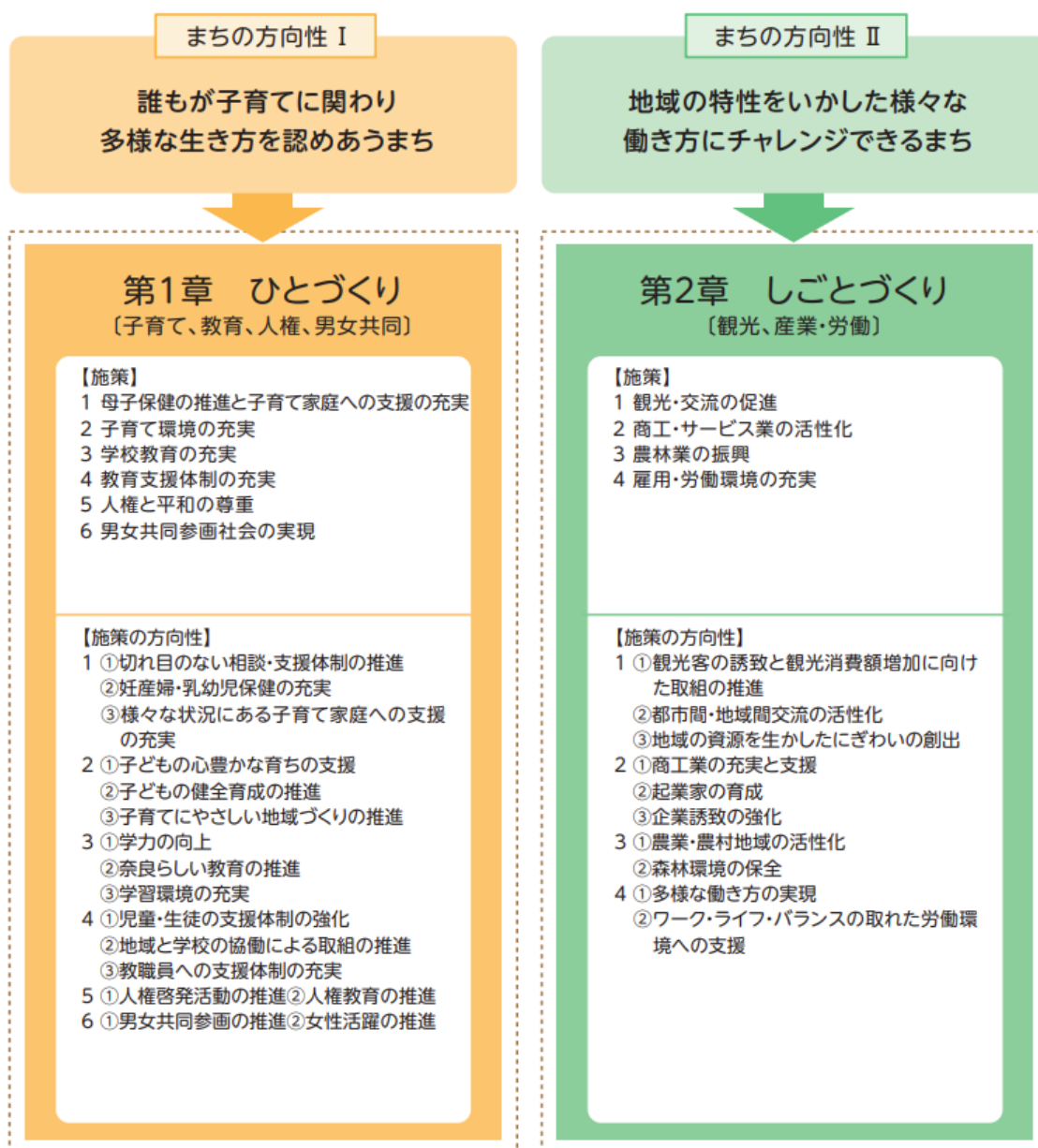
市は、人口減少や少子高齢化の進行といった課題を抱える一方で、市民のニーズは変化・多様化し、地域の課題もより複雑化している。このような状況下では、行政のみで課題を解決することは困難であり、市民や活動団体、事業者などが主体的に行動できる環境の整備が重要となる。そこで、奈良市第5次総合計画では、未来ビジョンの実現に向けた基本姿勢として「互いのつながりを大切にし 今と未来をともにつくり出せるまち」を掲げ、市民と行政の協働によるまちづくりを目指している。

【施策展開の関係性】



(出典：奈良市第5次総合計画)

以下に、4つのまちの方向性及び施策について、奈良市第5次総合計画から紹介する。





(出典：奈良市第5次総合計画)

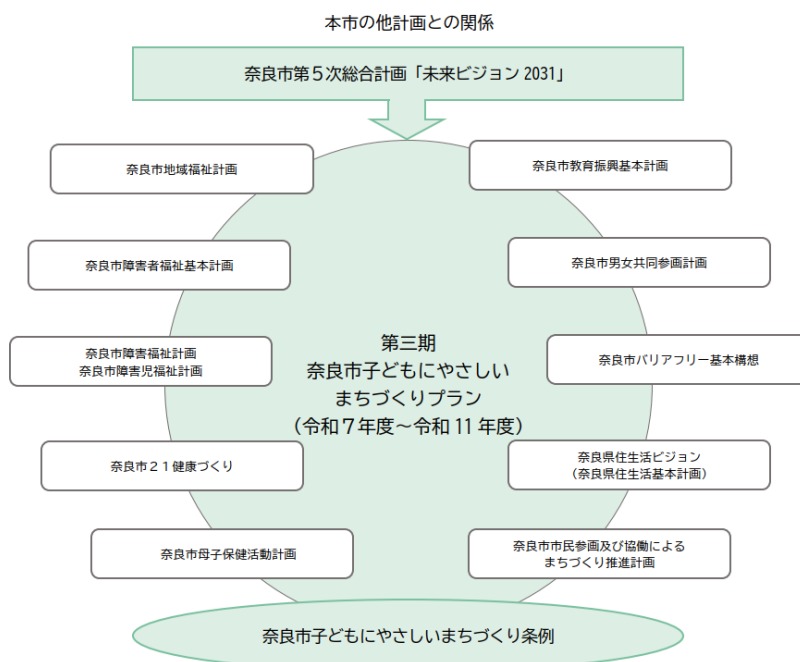
【4】 奈良市子どもにやさしいまちづくりプランの概要

1. 策定の背景

奈良市子ども・子育て支援事業計画は、平成24年8月に成立した子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づき、市町村及び都道府県が策定する計画である。市では、同法に基づく項目に加え、「奈良市子どもにやさしいまちづくり条例」の理念を踏まえるとともに、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)に基づく奈良市次世代育成支援行動計画を引き継ぐ計画として、平成27年3月に第一期奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン(計画期間：平成27年度～令和元年度)を策定し、令和2年3月に第二期同計画(計画期間：令和2年度～令和6年度)に改定された。

近年、少子高齢化の進行やライフスタイル・価値観の変化により、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、国においても、令和5年に「こども家庭庁」が設置され、社会全体で総合的かつ強力で推進するための包括的な基本法としてこども基本法(令和4年法律第77号)が施行されるなど、子どもに関する取り組みや政策が喫緊の課題として位置づけられている。

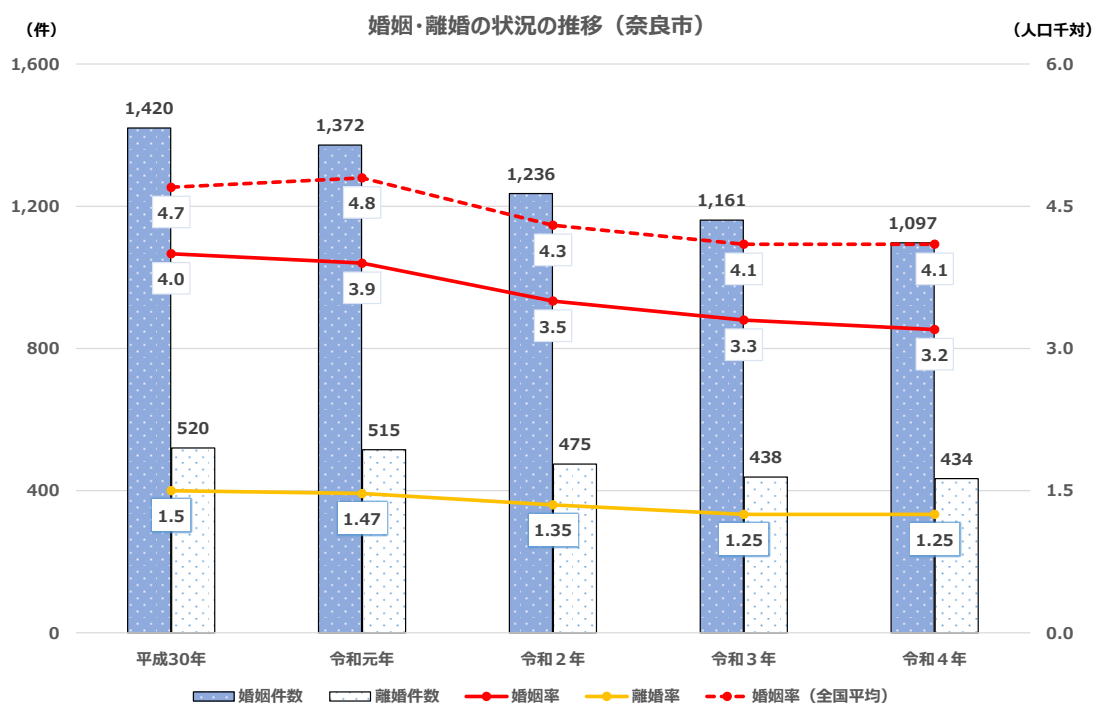
こうした国の動向や社会情勢の変化を踏まえ、市においても、令和7年度から5年間を計画期間とする「第三期奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン」に改定した。当該計画は、奈良市第5次総合計画の未来ビジョンの実現に向け、様々な子ども・若者や子育て支援に関する総合的な計画として位置づけられている。



(出典：第三期奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン)

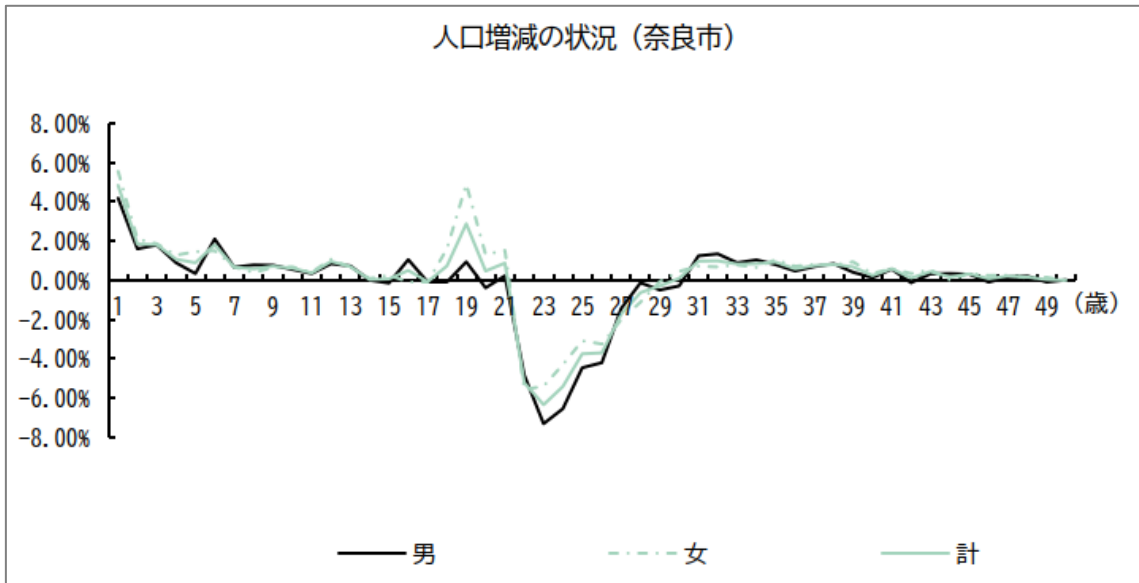
2. 奈良市の現状

「第2 監査対象の概要 【1】奈良市の人口推移、少子化の進行状況」で述べたとおり、市の総人口は年々減少しており、年少人口（0～14歳）は減少し続けている一方で、老年人口（65歳以上）は増加している。核家族世帯数は増加しているものの、一般世帯に占める割合は減少傾向にある。出生数も減少傾向にあり、合計特殊出生率は全国や県と比較して低い水準で推移している。また、市の人口減少の主な要因として、婚姻率の減少及び若者の人口流出が挙げられる。市の婚姻率は年々減少しており、直近の5年度においても全国平均を下回る水準となっている。



(出典：「第三期奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン」
「人口動態統計」より監査人作成)

人口の流出（令和2年度から令和6年度）については、大半の年齢帯において若干の人口流入傾向となっている一方で、20代の人口流出の割合が非常に高くなっている。特に22歳前後の年代で非常に高い水準となっていることから、大学卒業後、就職といったタイミングで大阪等の都市部へ移住するケースが多いものと予想される。



（出典：第三期奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン）

3. 課題及び今後の方針

同計画の策定に際して市が実施したアンケートにおいて、「子どもにやさしいまちだと感じる条件」について、0～5歳児・小学生の保護者を対象とした調査を行っている。結果として、「子どもが安心して過ごすことができる居場所や遊び場がある」や「安心して子育てできる環境がある」といった条件が多く集めた。また、「子育てしやすいまちだと感じる条件」としては、「経済的支援が充実している」、「子どもにとって安全な環境がある」と回答した保護者が多かった。このような回答結果がある中、他の質問として、奈良市が「子どもにやさしいまちだと感じるか」、「子育てしやすいまちだと感じるか」といった回答に対し、肯定的な回答（とてもそう思う、そう思う）がおおよそ半数程度であったことを考えると、これらのアンケート結果が、子育てを行う保護者のニーズであり、市に対して求めるポイントと捉えることができる。

同計画では、「すべての子どもが今を幸せに生き、夢と希望をもって成長することができるまち なら」を基本理念として、下図のような体系をもって、基本方針、基本目標、施策の方向性を定めた上で、子育てに関する需要の動向には注視しつつ、適時かつ適切な提供体制の構築のために、今後も有効な方策を検討していくとしている。

[基本理念]

[基本方針]

[基本目標]

[施策の方向性]

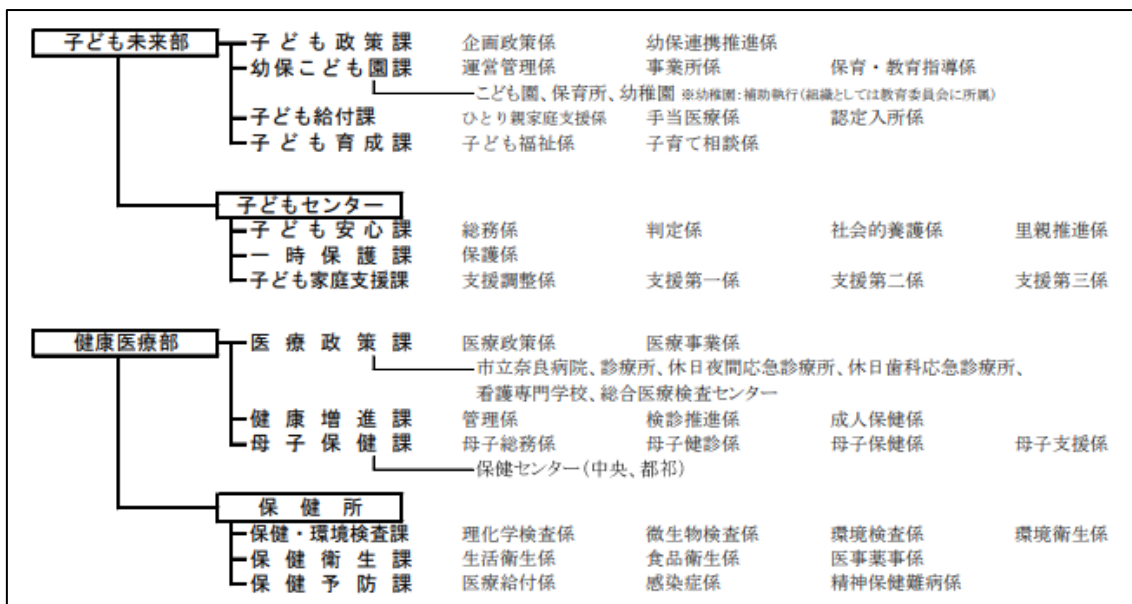


(出典：第三期奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン)

【5】市の子育て支援体制の概要

市の子ども・子育てに関する部署は、主に、下図に示されるとおり子ども未来部、健康医療部の2部署によって担当している。

令和7年4月1日現在



(出典：奈良市ホームページ)

【6】 監査対象事業

1. 監査対象事業の選定について

子ども・子育て支援事業に係る児童福祉費及び保健衛生費のうち、以下の事業を検討した。監査対象とした事業は以下の19事業である。

No	施策/事業名	担当課
1	子育て世代支援PR事業経費	子ども政策課
2	民間保育所運営補助経費・認定こども園等運営補助経費	幼保こども園課
3	子ども医療費助成経費	子ども給付課
4	養育費確保支援事業経費	子ども給付課
5	母子家庭等自立支援給付金事業経費	子ども給付課
6	ファミリーサポートセンター事業経費	子ども育成課
7	フードバンク事業経費	子ども育成課
8	育児用品等支給事業経費	子ども育成課
9	子どもの体験支援事業経費	子ども育成課
10	子育てスポット事業経費	子ども育成課
11	子育て世帯訪問支援事業経費	子ども育成課
12	地域子育て支援拠点事業経費	子ども育成課
13	乳児家庭全戸訪問事業経費	子ども育成課
14	児童虐待防止対策推進事業経費	子ども家庭支援課
15	一般不妊治療等助成経費	母子保健課
16	産後ケア事業経費	母子保健課
17	産婦健康診査助成経費	母子保健課
18	出産・子育て応援経費	母子保健課
19	新生児聴覚検査助成経費	母子保健課

(出典：市提出資料より監査人作成)

なお、監査の対象とする事業を選定するにあたって、次の条件に合致する事業は対象外とした。

No	除外条件	除外理由
1	施設整備型の事業	施設整備型給付に関連する事業は、子ども・子育て支援として保護者に対する直接の給付ではないため、監査対象事業からは除外した。
2	保育所及びこども園関連の事業	保育所及びこども園に関連する事業についても、上記同様、子ども・子育て支援として保護者に対する直接の給付ではないとして、監査対象事業からは除外した。
3	小学校入学以降を対象とした事業	小学校入学以前の乳幼児、児童を対象とする事業が、子ども・子育て支援としての給付として、特に重要性が高いと判断したため除外した。
4	過去2年に包括外部監査で対象とした事業	過年度の包括外部監査で取扱ったテーマとの重複を避けるべく、「基金に係る事務及び基金に関連する事業の執行」、「外郭団体に係る財務事務の執行」に関連する事業は除外した。

ただし、上記に該当する場合においても、市が特に事業の充実・拡大に注力している事業については、監査対象としている。

第3 監査の結果

【1】 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見の概要

1. 監査の結果及び意見の記載方法

子ども・子育て支援事業に係る財務事務の執行についての監査の結果及び意見は、29頁以降の「第4 個別の事務執行について」に、事業ごとに取りまとめている。ここでは、監査の結果及び意見を事業ごとに一覧に整理した上で、個別の事業に共通の課題として質的に重要と考える事項（○印を付したもの）を取り上げている。

なお、監査の「結果」「意見」「参考意見」の区分については、以下の取扱いとしており、これらは今後の財務事務の執行において留意することが望まれるものである。

結果	意見	参考意見
<ul style="list-style-type: none">・ 法令等（法令、条例、規則、規程、要綱等）に抵触するもの。ただし、明らかに軽微なもの（単純ミス等他に影響しないもの）は除く。・ 法令等の違反でなくても、不当であるもの、又はその行為が正当性を欠き、市に是正や改善を求めるもの。	<ul style="list-style-type: none">・ 結果以外のもの。・ 経済性・効率性・有効性等の観点から、施策や事業の運営合理化等のために、市に改善を要望するもの。	<ul style="list-style-type: none">・ 結果及び意見以外のもの。・ 経済性・効率性・有効性等の観点から、施策や事業の運営合理化等に資するため、推奨するもの。

2. 監査の結果及び意見の一覧

監査の結果及び意見の概要は、以下のとおりである。

監査の結果及び意見	区分	※	該当 ページ
個別の事務執行に係る共通の課題			24
「奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン」の自己評価について	意見	○	24
子育て世代支援PR事業経費			29
なし			31
民間保育所運営補助経費・認定こども園等運営補助経費			32
実績報告書のあり方について	意見		37
一時預かり事業にかかる支出の確認作業の効率性について	参考意見		38
同一目的の事業を個々に予算編成することについて	参考意見		39
子ども医療費助成経費			40
なし			43
養育費確保支援事業経費			44
事業の周知・広報について	参考意見		46
母子家庭等自立支援給付金事業経費			47
重複申請に関する相談員向け対応マニュアルの更新について	参考意見		50
ファミリーサポートセンター事業経費			52
なし			56

監査の結果及び意見	区分	※	該当 ページ
フードバンク事業経費			57
成果指標の見直しについて	意見		60
育児用品等支給事業経費			62
成果指標の見直しについて	意見		64
訪問回数の上限について	参考意見		64
子どもの体験支援事業経費			66
なし			68
子育てスポット事業経費			69
成果指標の設定について	意見		71
事業の継続性の判断方法について	参考意見		72
子育て世帯訪問支援事業経費			74
報告書様式の統一について	参考意見		76
地域子育て支援拠点事業経費			78
専門職員の拡充について	参考意見		81
乳児家庭全戸訪問事業経費			84
同一目的の事業を個々に予算編成することについて	参考意見		90
児童虐待防止対策推進事業経費			91
なし			94
一般不妊治療等助成経費			95
なし			97
産後ケア事業経費			98
なし			102

監査の結果及び意見	区分	※	該当 ページ
産婦健康診査助成経費			103
なし			105
出産・子育て応援経費			106
なし			109
新生児聴覚検査助成経費			110
なし			112

※共通の課題として質的に重要と考える事項

結果：0項目、意見：5項目、参考意見：9項目

【2】個別の事務執行に係る共通の課題

1. 子ども・子育て支援事業に係る監査の結果及び意見

子ども・子育て支援事業に係る財務事務の執行についての監査の視点、監査手続、監査の結果及び意見は、「第4 個別の事業執行について」に後述しているとおりであるが、監査の過程を通じて把握された、各事業に共通する課題として、市全体で対応すべきと考える事項を下記のとおり識別した。

(1) 「奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン」の自己評価について（意見）

【運用状況】

これまで市では、子ども・子育て支援法に基づく項目に加えて、奈良市子どもにやさしいまちづくり条例（平成26年奈良市条例第51号）の理念を踏まえるとともに、次世代育成支援対策推進法に基づく奈良市次世代育成支援行動計画を引き継ぐ計画としても位置付け、平成27年3月に第一期奈良市子ども・子育て支援事業計画「奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン」、令和2年3月に第二期の同計画を策定・公表して「子どもにやさしいまち」の実現に向けて様々な取り組みを進めてきた。

この「奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン」は一期を5年間としており、市は期間中の各年度で進捗状況一覧表を作成し、目標数値に対する実績値及び予算額に対する決算額を開示するとともに、各年度の進捗状況に関して、担当部署による下記基準に基づく自己評価結果、取組内容や課題等についてのコメントを記載している。

- A：計画以上に進んでいる
- B：計画どおりに進んでいる
- C：計画より若干遅れている
- D：計画より大幅に遅れている
- E：廃止又は中止

各担当部署が入力した結果は子ども政策課が内容を確認して取りまとめ、子ども・子育て会議において共有し、意見を諮っている。当該会議で挙げた意見は各担当部署にフィードバックされ、それに対する対応状況が報告されている。

【事実関係】

第二期の計画策定から2年が経過した際、目標数値に対して実績値との間にかい離が生じている事業があったものの、令和4年3月28日の第30回奈良市子ども・子育て会議において、コロナ禍等の影響が大きい中で見直しを行うと、方向性を誤る蓋然性が高いと判断し、平常時の計画値設定を引き継ぐことは妥当として、目標数値の見直しを行わないことが決議された。

その後、実際の利用希望に応じて適切に事業を行うとともに、次期計画の策定資料とするため、令和4年12月に各担当部署へ、目標数値のかい離要因や見直した場合の変化等の把握・分析の依頼を行った。

しかし、直近3年間の進捗状況一覧表を閲覧した中で、今回監査対象とした事業のうち、実績値が目標数値を大きく下回っているにもかかわらず、自己評価を「B：計画どおりに進んでいる」としている事業が散見された。自己評価欄の右隣には「取組内容・課題等」を記載する欄があり、年度での取組内容や次年度に向けての対応策が記載されているものの、実績値が目標数値を下回ったことについては特段言及されていない。

令和4年度から令和6年度にかけて今回監査対象とした事業のうち、実績値が目標数値を大きく下回っており、自己評価をBとしていた事業は以下のとおりである。

年度	対象事業	指標	目標数値	実績値	下落幅	自己評価
令和4年度	ファミリー・サポート・センター事業	ファミリー・サポート・センターの相互援助活動件数（件）	8,300	5,499	△33.7%	B
令和4年度	乳児家庭全戸訪問事業	面接人数（人）	2,137	1,912	△10.5%	B
令和4年度	母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業	母子家庭等自立支援給付金事業利用者数（人）	17	4	△76.5%	B

年度	対象事業	指標	目標数値	実績値	下落幅	自己評価
令和4年度	母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業	母子家庭等自立支援給付金事業利用者数(人)	43	27	△37.2%	B
令和4年度	子育てスポット事業及び地域子育て支援拠点事業	子育て中の親子の集える場の利用者数(人)	170,000	93,774	△44.8%	B
令和4年度	子育て世代支援PR事業	子ども未来部公式SNS合計フォロワー数(人)	8,000	6,251	△22.3%	B
令和5年度	ファミリー・サポート・センター事業	ファミリー・サポート・センターの相互援助活動件数(件)	8,700	4,384	△49.6%	B
令和5年度	乳児家庭全戸訪問事業	面接人数(人)	2,090	1,807	△13.5%	B
令和5年度	母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業	母子家庭等自立支援給付金事業利用者数(人)	18	7	△61.1%	B
令和5年度	母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業	母子家庭等自立支援給付金事業利用者数(人)	44	24	△45.5%	B

年度	対象事業	指標	目標数値	実績値	下落幅	自己評価
令和5年度	子育てスポット事業及び地域子育て支援拠点事業	子育て中の親子の集える場の利用者数（人）	174,000	117,417	△32.5%	B
令和5年度	子育て世代支援PR事業	子ども未来部公式SNS合計フォロワー数（人）	9,500	7,687	△19.1%	B
令和6年度	ファミリー・サポート・センター事業	ファミリー・サポート・センターの相互援助活動件数（件）	9,100	5,140	△43.5%	B
令和6年度	乳児家庭全戸訪問事業	面接人数（人）	2,090	1,731	△17.2%	B
令和6年度	母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業	母子家庭等自立支援給付金事業利用者数（人）	19	11	△42.1%	B
令和6年度	子育てスポット事業及び地域子育て支援拠点事業	子育て中の親子の集える場の利用者数（人）	177,000	120,677	△31.8%	B
令和6年度	奈良市フードバンク事業	食品配布の量の満足度（%）	95	85	△10.5%	B

（出典：市提出資料より監査人作成）

【意見】

自己評価は、事業運営の向上・改善に反映するために行うものであるとの理解において、実効性のあるものとするためには、成果指標を設定している場合、目標設定が妥当であったかどうかを振り返った上で、目標数値に対する達成度合いという客観的な判断基準をもって評価する必要がある。仮に、達成度合いの要因分析において、目標数値の見直しを要する事由を識別した際は、目標数値を見直すべきである。

また、進捗状況一覧表を閲覧したところ、コロナ禍によって全ての事業が目標数値を下回っていた状況ではなかったものの、実績値が目標数値を大きく下回っている事業については、目標数値に到達しなかった要因を具体的に説明するとともに、目標数値を見直さない場合にはその理由を、進捗状況一覧表にて明記することを検討された。

第4 個別の事業執行について

【1】子育て世代支援PR事業経費

1. 実施事業の概要

事業目的	子育てを応援する社会的機運の醸成として、市が子育てしやすいまちであることや、子育て支援事業に積極的に取り組んでいることを、市民はもとより全国に向かってPRし、子育て世代が奈良に住みたい、住み続けたいと感じるまちづくりを目指し、本市の子育て支援事業に関する情報について広く周知を図ることを目的とする。			
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・奈良市子育て応援キャラクター（パパジーカ・ママジーカ）の着ぐるみ出演や各種ノベルティの作成・配布等により結婚・子育ての機運醸成を図るための情報発信を行う。 ・オンライン上において、本市の子育て情報をわかりやすく掲載した子育ておうえんサイト「子育て@なら」及び各種SNSの運用により本市の支援情報等を幅広く発信する。 			
担当課	子ども政策課			
根拠法令・要綱等	—			
事業費の推移 (千円)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
予算額	1,053	1,632	2,366	
決算額	1,044	1,558	1,917	
令和6年度 財源及び支出 の内訳 (千円、%)	財源内訳		支出内訳	
	国庫支出金	925	申請手数料	25
	県支出金	-	クリーニング代	66
	地方債	-	企画編集委託料	1,826
	その他	-		
	一般財源	992		
	合計	1,917		
	執行率 (%)	81.0		

2. 評価指標と実績

成果指標	子ども未来部公式SNS合計フォロワー数 単位：(人)		
成果推移	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	目標	8,000	9,500
実績	6,251	7,687	8,725
事業の課題	<p>本事業の成果指標については、一定の水準で推移しており、かつ、市全体の子育ての満足度についても向上傾向が見られるものの、ニーズの複雑化や価値観の多様化もあり、市としての少子化に歯止めがかからない状況にある。そのため、子育て支援や子育て自体に係るイメージを、より効果的にポジティブにしていく施策を検討する必要がある。</p>		

3. 事業の補足説明

本事業は、市が外部の事業者に業務の一部を委託して実施している。委託契約に基づき、受託者は上述のとおり、イベント出演、各種グッズの製作・配布、「子育て@なら」の改修等を実施している。



(出典：奈良市の子育ておうえんサイト「子育て@なら」)

事業成果の把握については、公式SNSのフォロワー数が、PR・情報発信の効果測定に適した指標であるとして、成果指標として設定し、年度ごとに目標値と実績値を管理している。成果指標は一定の水準で推移しているものの、令和6年度末時点において、目標値には未達となっている。SNSのアカウント登録が市からの情報発信の入り口となるため、アカウントの存在は、PRイベントや各種刊行物にて周知を努めている。

4. 実施した監査手続の内容

- (1) 直近3年の予算書の閲覧
- (2) 事業に関する概括的な質問に加えて下記質問の実施
 - ①委託先の選定方法
 - ②委託先の管理・監督方法
 - ③物品管理方法
- (3) 成果指標の設定根拠について質問
- (4) 事業経費として支出した内容に対する帳票の閲覧
- (5) 「奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン」の進捗状況一覧において実績に対する評価が適切に行われているか否か

5. 監査の結果及び意見

本事業は、基本的に業者への委託により実施されていることから、委託先の選定過程や委託先が行った業務のモニタリング、制作したノベルティ等の管理に重点を置いて監査手続を実施した。実施した監査手続の範囲において記載すべき結果及び意見は識別しなかった。

また、事業の効果については、PR事業であることから、認知度を測る指標として、利用者が能動的に登録をしなければカウントされない公式SNSフォロワー数としていることに異論はなく、目標が未達である状況を勘案して次期の計画での目標値の見直しが行われていることから、特に記載すべき結果及び意見を識別しなかった。

なお、アカウントの存在の周知に関しては、ターゲット層のコミュニティへの働きかけや委託先からの企画提案といったアプローチも期待されるところである。

【2】民間保育所運営補助経費・認定こども園等運営補助経費

1. 実施事業の概要

事業目的	民間保育所等の保育内容の充実を図ることを目的とする。		
事業内容	保育サービスの内容の充実を図っている市内民間保育所等に対し、補助を行う。		
担当課	幼保こども園課		
根拠法令・要綱等	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援交付金交付要綱（令和5年9月7日付こ成事第481号こども家庭庁長官通知） ・保育対策総合支援事業費補助金交付要綱（令和5年10月12日付こ成事第520号こども家庭庁長官通知） ・奈良県保育士等処遇改善事業補助金交付要綱 ・奈良市民間保育所等運営費補助金交付要綱（昭和61年奈良市告示第52号） 		
民間保育所運営補助経費			
事業費の推移 (千円)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
予算額	430,000	425,396	391,260
決算額	331,782	362,308	344,481
令和6年度 財源及び支出 の内訳 (千円、%)	財源内訳		支出内訳
	国庫支出金	45,360	民間保育所等運営 補助金
	県支出金	78,634	344,481
	地方債	—	
	その他	—	
	一般財源	220,487	
	合計	344,481	
	執行率 (%)	88.0	

認定こども園等運営補助経費						
事業費の推移 (千円)	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	予算額	296,269	381,506	465,939		
	決算額	205,625	254,059	329,053		
令和6年度 財源及び支出 の内訳 (千円、%)	財源内訳			支出内訳		
	国庫支出金	45,377		認定こども園運営 補助金	320,323	
	県支出金	83,891		民間幼稚園運営補 助金	8,730	
	地方債	—				
	その他	—				
	一般財源	199,785				
	合計	329,053				
	執行率 (%)	70.6				

2. 評価指標と実績

成果指標①	幼稚園等の一時預かり事業 年間延べ利用者 単位：（人/日）		
成果推移 （※1）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
目標	128,347	132,317	136,286
実績	105,234	115,170	121,314
成果指標②	保育所等の延長保育 年間利用人数 単位：（人）		
成果推移 （※1）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
目標	2,664	2,765	2,865
実績	2,273	2,285	2,134
成果指標③	民間保育所等運営費補助金 入所児童数 単位：（人）		
成果推移 （※1）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
目標	6,374	6,388	6,272
実績	6,529	6,528	6,600
成果指標④	保育所等における一時預かり事業 一時預かり事業利用者数 単位：（人）		
成果推移 （※1）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
目標	12,417	12,400	12,380
実績	10,363	12,365	10,566

成果指標⑤	病児・病後児保育事業 病児・病後児保育利用児童数 単位：（人）		
成果推移	令和4年度	令和5年度	令和6年度
目標	1,824	1,824	1,824
実績	1,220	1,552	1,230
事業の課題	国庫補助や県費補助を受けている補助金の場合、国・県の要綱改正により、施設にとって不利益な変更が生じる可能性がある。		

※1 目標値及び実績値については、民間保育所運営補助経費又は認定こども園等運営補助経費以外の補助事業も含まれている。

3. 事業の補足説明

本事業の補助対象事業者は下記のとおりである。

【民間保育所運営補助経費対象事業者】

事業者名
奈良ルーテル保育園
西大寺保育園
西奈良ルーテル保育園
みのり保育園
みずほ保育園
こまどり保育園
桃の木保育園
桜華保育園
あかね保育園
そら保育園
あいつ保育園
とみお駅前保育園
すまいる保育園
西ノ京みどりの園保育園
新大宮駅前みどりの園保育園
学研奈良ピュア保育園
西大寺南みどりの園保育園

事業者名
ソフィア富雄保育園
登美ヶ丘マミーズ保育園
春日よつば保育園
白藤学園おおみや保育園
memorytree 奈良保育園
いちご保育園
きらきら保育園
m ランド保育園

(出典：市提出資料より監査人作成)

【認定こども園等運営補助経費対象事業者】

事業者名
奈良認定こども園学園前学園
奈良認定こども園あやめ池学園
奈良認定こども園富雄学園
鶴舞保育園
こだま保育園
中登美こども園
佐保山こども園
佐保川こども園
YMCA あきしのこども園
あいのそのこども園
右京こだま保育園
鶴舞やまこども園
極楽坊あすかこども園
富雄藍咲学園
白藤学園おおみやこども園
明治わらべこども園
大安寺西しろはとこども園
西大寺北こども園
幼保連携型認定こども園 西の京さくら保育園

事業者名
YMCA ならこども園
認定こども園 奈良カトリック幼稚園
奈良育英幼稚園
愛染幼稚園
いさがわ幼稚園
親愛幼稚園
カレス幼稚園
奈良佐保短期大学附属生駒幼稚園

(出典：市提出資料より監査人作成)

4. 実施した監査手続の内容

- (1) 直近3年の予算書の閲覧
- (2) 事業に関する概括的な質問に加えて下記質問の実施
 - ①補助金の執行に関する内部統制
 - ②補助金の不適切使用の有無
 - ③事業者からの実施報告書の入手状況
- (3) 事業者からの実施報告書の閲覧
- (4) 関連する法令・条例・規則・要綱・要領及び関連する証ひょう等の閲覧

5. 監査の結果及び意見

本事業は、基本的に補助金の交付として実施されていることから、補助金の申請・交付に係る一連の事務手続に重点を置いて監査手続を実施した。

実施した監査手続の範囲において、次の意見等を識別した。

(1) 実績報告書のあり方について（意見）

奈良市補助金等交付規則（昭和59年奈良市規則第23号）第14条に基づき、補助事業者には補助金の実績報告が求められている。その際の提出書類として、補助事業等実績報告書に補助金精算書及び補助事業者の歳入歳出決算見込書を添付する運用となっている。

実際に事業者が提出している補助金の実績報告書をサンプルベースで閲覧したところ、下表のとおり一部の事業者は添付書類に補正予算書や年度途中の段階での決算書を提出していた。

表 年度末の確定決算書を入手していない補助事業者

補助事業者名	事業名	添付書類名
A 園	民間保育所等運営費補助金	資金収支計算書(令和6年4月1日～令和7年1月31日)

(出典：市提出資料より監査人作成)

市は実績報告に基づいて補助金額を確定するが、既に補助金等が交付されているときは、補助事業者に対して、その返還を命ずるとされているため(奈良市補助金等交付規則第19条)、補助金の実績報告に添付する関係書類としては決算見込書や補正予算書ではなく、補助事業者の年度末時点の確定決算書(年度末の確定決算書もしくはそれに準ずる試算表等)が適切であると考えられる。

したがって、補助事業者から年度末時点の確定決算書を入手する運用とし、いずれの事業者からも確定決算書の入手漏れを防ぐため、台帳を作成して管理するなどにより確定決算書の入手状況を網羅的に把握することが必要である。

(2) 一時預かり事業にかかる支出の確認作業の効率性について(参考意見)

市では一時預かり事業にかかる支出について、事業者から提出される資金収支計算書のうち補助金の対象となる支出金額を市の担当課でチェックしている。現状、担当課が支出項目の名称から一時預かり事業にかかる支出項目を推定し、支出金額のチェックを実施しているが、補助金額が多額になる場合など、一時預かり事業にかかる支出項目を容易に推定できない場合には事業者への確認作業が発生するなど、業務の効率性の観点から改善の余地があると考えられる。

したがって、一時預かり事業にかかる支出項目を担当課で収支計算書とチェックするのではなく、事業者に予め一時預かり事業にかかる支出項目を明示してもらった上で提出を求めるなどの運用を検討されたい。

(3) 同一目的の事業を個々に予算編成することについて（参考意見）

市では、現状、民間保育所運営補助事業と認定こども園等運営補助事業は別個に予算編成を行っている。その背景には、保育所は児童福祉法(昭和22年法律第164号)、認定こども園は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)(認定こども園法)と、根拠法が異なる施設であることがあり、その施設類型により区別されているところである。

一方、政策目的の観点で見ると、いずれも子どもの成長を支援する保育施設であり、保育対象も同じである。そして、保育の内容及びこれに関連する運営に関しては、いずれも保育所保育指針によるとされており、当該指針は認定こども園で準拠する幼稚園教育要領との整合が図られている。そのため、これら施設で提供される延長保育事業や一時預かり事業は提供区域でのニーズ量の見込みをもとに定員管理が行われており、子どもの預け先を必要とする家庭・親からすると、施設の方針や教育内容、利便性などを勘案して預け先の施設を決めることになっている。

市の統計による「類型別施設数の推移」によると、二事業で補助対象とされる施設数は、令和2年から令和6年にかけて、保育所：25→25、認定こども園：13→25と、総数が38→50と増加している。この背景には、子育て家庭のニーズの変化があると推察するが、これら二事業の目的はともに「本市における民間保育所等の保育内容の充実を図るため。」(幼保こども園課への質問に対する回答より)となっている。それゆえ、奈良市民間保育所等運営費補助金交付要綱においては、補助対象は延長保育事業や一時預かり事業、職員給与改善費などの事業経費となっており、いずれの施設に対しても、該当する事業経費について補助金が交付されており、施設類型で補助対象が区分されているところではない。

保育施設で提供されるサービスを総量で管理していくならば、施設類型別に予算編成するよりも、保育環境を整える、施設サービスの充実を図るための補助事業として無駄なく予算執行されることが望ましいと考えられることから、目的が同じであるこれら二事業の予算を一本化することを検討されたい。

【3】子ども医療費助成経費

1. 実施事業の概要

事業目的	安心して子どもを生み、子育てができるまちづくりを目指し、子どもの疾病の早期発見と治療を促進し、子どもの健やかな成長に寄与することを目的として、医療費の一部を助成すること、また、保護者の利便性の向上を目指し、経済的な理由による受診控えなどから、子どもが必要な医療が受けられない状況を防ぐことを目的とする。			
事業内容	健康保険に加入している児童を対象に、保険診療の自己負担額（入院時の食事療養費を除く。）から一部負担金を除いた額を助成する。			
担当課	子ども給付課			
根拠法令・要綱等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 奈良市子ども医療費の助成に関する条例（昭和 48 年奈良市条例第 3 号） ・ 奈良市子ども医療費の助成に関する条例施行規則（昭和 48 年奈良市規則第 40 号） 			
事業費の推移 (千円)	令和 4 年度 (※ 1)	令和 5 年度 (※ 2)	令和 6 年度	
	予算額	813, 014	1, 142, 759	1, 156, 103
	決算額	750, 549	1, 055, 637	1, 029, 236

令和6年度 財源及び支出 の内訳 (千円、%)	財源内訳		支出内訳	
	国庫支出金	-	事務用消耗品費	195
	県支出金	542,864	帳票及び事務用紙 等印刷費	1,085
	地方債	-	郵便料	2,221
	その他	-	審査支払手数料	34,554
	一般財源	486,372	システム運用管理 委託料	1,695
			国保連合会システ ム修正負担金	6,010
			子ども医療助成費	976,723
			システム修正委託 料	2,750
			会計年度任用職員 経費	4,003
	合計	1,029,236		
	執行率 (%)	89.0		

※1 令和4年度予算のうち17,934千円は繰越されている。

※2 令和5年度予算のうち2,750千円は繰越されている。

2. 評価指標と実績

成果指標	子育て世帯の経済的な負担を軽減することを目的として、医療費の一部を助成する制度であり、受給者数や助成額の増減を目的とした制度ではないため目標とする指標は設けない。		
成果推移	令和4年度	令和5年度	令和6年度
目標	-	-	-
実績	-	-	-
事業の課題	特記事項なし。		

3. 事業の補足説明

子ども医療費助成制度とは、健康保険に加入している、高校生世代（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）までの子どもを対象とした医療費助成制度である。事業の目的を達成するため制度の改正が実施されており、令和5年4月診療分から対象年齢が高校生世代まで拡大され、現物給付方式（※1）の対象を令和5年6月診察分からは中学生まで、令和6年8月診療分からは高校生世代まで拡大している。

※1 「現物給付方式」とは、医療機関受診時に健康保険証等と合わせ、窓口で「乳幼児医療費受給資格証（現物給付用）」または「子ども医療費受給資格証（現物給付用）」を提示することで、一部負担金のみの支払で医療を受けることができる方法である。

<助成の対象者>

健康保険に加入している高校生世代（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）までの子ども

<助成の内容>

『助成額』 = 『保険診療自己負担額』 - 『一部負担金』

<一部負担金>

● 乳幼児

通院は1医療機関につき月額500円

入院は1医療機関につき月額1,000円（14日未満の入院は500円）

調剤薬局は一部負担金不要（自己負担金の全額を助成）

● 小学生・中学生・高校生世代

通院は1医療機関につき月額1,000円

入院は1医療機関につき月額1,000円（14日未満の入院は500円）

調剤薬局は一部負担金不要（自己負担金の全額を助成）

（出典：奈良市ホームページ、令和6年度歳出予算説明調書）

4. 実施した監査手続の内容

- (1) 直近3年の予算書の閲覧
- (2) 事業に関する概括的な質問に加えて下記質問の実施
 - ①給付要件の確認体制
 - ②助成金の申請・審査・支給における事務手続
 - ③利用者の意見・要望に関する対応
- (3) 関連する法令・条例・規則・要綱・要領及び関連する証ひょう等の閲覧

5. 監査の結果及び意見

本事業は、保険診療に係る医療費（自己負担額）の一部を助成するものであることから、内部統制の観点から給付に係る事務体制・手続を確かめるとともに、他の給付制度と重複した給付、不正受給、不適切支出を防ぐための対策の実施状況などを確かめた。その実施した監査手続の範囲において、記載すべき結果及び意見は識別しなかった。

なお、成果指標を設定しない理由については相当と判断した。

【4】 養育費確保支援事業経費

1. 実施事業の概要

事業目的	ひとり親家庭の生活の安定と児童の福祉の増進を目的とする。			
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・養育費確保に関する相談を専門的な助言ができる弁護士の無料相談につなぐ。 ・養育費を受け取れていないひとり親が養育費確保に必要な手続で発生する手数料等の実費払い分や弁護活動の着手金の一部を市が給付する。 			
担当課	子ども給付課			
根拠法令・要綱等	・奈良市養育費確保支援事業補助金交付要綱（令和3年奈良市告示第603号）			
事業費の推移 (千円)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
予算額	6,320	3,110	3,058	
決算額	444	669	1,381	
令和6年度 財源及び支出 の内訳 (千円、%)	財源内訳		支出内訳	
	国庫支出金	690	ポスター・パンフレット等印刷費	100
	県支出金	-	弁護委託料	172
	地方債	-	養育費確保支援補助金	1,109
	その他	-		
	一般財源	691		
	合計	1,381		
	執行率 (%)	45.2		

2. 評価指標と実績

成果指標	離婚した方のうち、公正証書を作成した方の割合等の把握が困難であり目標設定が難しいとして、成果指標は設けていない。		
成果推移	令和4年度	令和5年度	令和6年度
目標	-	-	-
実績	-	-	-
事業の課題	特記事項なし。		

3. 事業の補足説明

本事業における補助対象者は、以下の要件の全てに該当することとなっている。

- 20歳未満の子どもを養育しているひとり親家庭の母または父
- 市内に住所を有し、現に居住している。
- 当補助金及び国や他の地方公共団体等から養育費に関する他の補助金などを受けていない（養育費の請求先が異なる場合等を除く。）。
- 暴力団や暴力団に関係を持つ者ではない。
- 当該子の養育費の請求権を有する。

事業内容としては、養育費の確保に関する相談対応に加えて、養育費の取決めや請求・回収に必要な手続きに係る費用の一部を補助している。主な支援内容は下記のとおりである。

- 公正証書作成手数料の補助
- 養育費請求調停・強制執行申立て等に係る費用の補助（法テラスの利用を含む。）
- 弁護士費用（着手金・実費）の補助

（出典：奈良市ホームページ、奈良市養育費確保支援事業補助金交付要綱）

4. 実施した監査手続の内容

- (1) 直近3年の予算書の閲覧
- (2) 事業に関する概括的な質問に加えて下記質問の実施
 - ①事業の事後検証
 - ②広報活動に関する施策
 - ③利用者の意見・要望に関する対応
- (3) 成果指標の設定根拠について質問
- (4) 関連する法令・条例・規則・要綱・要領及び関連する証ひょう等の閲覧

5. 監査の結果及び意見

本事業は、特別な事情を抱えたひとり親家庭を対象とした支援として実施されることから、アウトリーチの視点で、広報活動や補助金の利用状況に重点を置いて監査手続を実施した。

実施した監査手続の範囲において、次の参考意見を識別した。

(1) 事業の周知・広報について（参考意見）

令和3年度から始めた事業であり、事業開始からの年数が短いことから、地域住民に対する周知が不十分であることが推察され、それが執行率の低さにも影響しているものと思われる。

事業の趣旨からは、援助が必要な住民へ情報を届けることが肝要であり、効果的な広報活動を行うことが必要となる。しかしながら、事業を開始してから歴史が浅く、市職員の認知度も総じて低い状況を改善するため、関連する課に働きかけてリーフレットを配置いただいたり、市民向けの広報誌に載せてもらうなど、当事業の周知のための働きかけに加えて、例えば、市の制度の紹介について公証役場とさらに協議するなど、他の関連機関との連携を進めることが望ましい。

【5】母子家庭等自立支援給付金事業経費

1. 実施事業の概要

事業目的	母子家庭等が自立のために就職に有利な資格の取得を目指す場合など、就業に向けた能力開発を行う場合、その受講に係る経費や受講期間中の生活の負担を軽減し、生活の安定に資する資格の取得を促進することを目的とする。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業として、能力開発を目指して指定の教育訓練講座を受講する場合、受講費用等の一部を助成する。 ・母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業として、看護師、介護福祉士、保育士等の資格を得るために養成機関等で修業する場合、一定期間生活資金を助成する。 ・ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業として、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指して、民間事業者等が実施する対策講座を受講する場合、受講料の一部を補助する。
担当課	子ども給付課
根拠法令・要綱等	<ul style="list-style-type: none"> ・自立支援教育訓練給付金事業実施要綱（平成 26 年 9 月 30 日付雇児発 0930 第 3 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）、奈良市母子家庭等自立支援教育訓練給付金交付要綱（令和 4 年奈良市告示第 378 号） ・高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱（平成 26 年 9 月 30 日付雇児発 0930 第 3 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）、奈良市母子家庭等高等職業訓練促進給付金等交付要綱（平成 16 年奈良市告示第 336 号） ・ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱（平成 27 年 4 月 10 日付雇児発 0410 第 5 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）、奈良市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱（令和 4 年奈良市告示第 379 号）

事業費の推移 (千円)	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
	予算額	58,130	54,966	53,430	
	決算額	32,049	29,688	30,523	
令和6年度 財源及び支出 の内訳 (千円、%)	財源内訳		支出内訳		
	国庫支出金	22,892	自立支援教育訓練 費補助金	4,017	
	県支出金	-	母子家庭等高等職 業訓練促進補助金	26,506	
	地方債	-			
	その他	-			
	一般財源	7,631			
	合計	30,523			
	執行率 (%)	57.1			

2. 評価指標と実績

母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業				
成果指標	母子家庭等自立支援給付金事業利用者数 単位：（人）			
成果推移	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
	目標	17	18	19
	実績	4	7	11
母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業				
成果指標	母子家庭等自立支援給付金事業利用者数 単位：（人）			
成果推移	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
	目標	43	44	45
	実績	27	24	21
事業の課題	特記事項なし。			

3. 事業の補足説明

事業の内容としては、「母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業」、「母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業」、「ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業」の3事業がある。

(1) 母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業

母子家庭の母及び父子家庭の父が雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座等を受講し、修了した場合に、支払った入学料及び受講料の一部を支給するもの。

(2) 母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業

母子家庭の母及び父子家庭の父が対象資格の取得を目指して原則6か月以上養成機関で修業することが必要な場合に、訓練促進給付金等を支給するもの。

(3) ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向け意欲的に取り組む方のうち、高等学校を卒業していない母子家庭の母、父子家庭の父、またはその子どもが、

高等学校卒業程度認定試験の合格を目指して、民間事業者等が実施する対策講座を受講する場合、受講料の一部を補助するもの。

(出典：奈良市ホームページ)

4. 実施した監査手続の内容

- (1) 直近3年の予算書の閲覧
- (2) 事業に関する概括的な質問に加えて下記質問の実施
 - ① 給付要件の確認体制
 - ② 事業の事後検証
 - ③ 予算執行管理
 - ④ 広報活動に関する施策
- (3) 関連する法令・条例・規則・要綱・要領及び関連する証ひょう等の閲覧
- (4) 「奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン」の進捗状況一覧において実績に対する評価が適切に行われているか否か

5. 監査の結果及び意見

本事業は、給付要件に該当する対象者が申請することで授業料等の一部を支給するものであることから、内部統制の観点から支給に係る事務体制・手続を確かめるとともに、他の制度と重複した給付、不正受給、不適切支出を防ぐための対策の実施状況などを確かめた。

実施した監査手続の範囲において、次の参考意見を識別した。

(1) 重複申請に関する相談員向け対応マニュアルの更新について（参考意見）

市では給付要件の確認を行う際に申請用紙の確認と併せて、母子・父子自立支援員による窓口でのヒアリングにより申請内容の確認を実施しているが、他の補助金申請を受けているかどうか、今後受ける予定があるかに関しては、申請者からの自己申請をもって判定することとされている。

令和5年度において、申請者が他の補助金を受けているにもかかわらず、本事業とは併給不可としている他の補助金を併給してしまった事案があった。令和5年4月に母子家庭等高等職業訓練促進給付金の申請がなされたが、申請者からの聴取等を通じ、令和6年2月に重複支給となっていることが判明したため、令和6年2月分以降の支給を停

止し、令和5年8月分～令和6年1月分までの重複支給分が令和6年7月に返還された。相談員向けのマニュアルは作成されており、重複支給に関する再発防止のため、口頭で相談員へ当該事案の周知や申請者へのヒアリング実施といった策は講じられているが、当該併給事例がマニュアルに文章として反映されていない。

将来、相談員が交代する際に引継ぎが十分に行われない可能性があるため、過去の併給事例をマニュアルに反映することが望ましい。

【6】ファミリーサポートセンター事業経費

1. 実施事業の概要

事業目的	核家族化や地域社会の活力低下に伴い、子育て親子の孤立化や、子育てに悩む親が急増しているため、地域での子育ての仲間づくりや地域コミュニティの活性化を目的とし、会員による相互援助活動を行い、地域の中における子育て支援の充実を図ることを目的とする。		
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・育児の「援助を受けたい人」と「援助を行いたい人」が、依頼・援助・両方のいずれかの会員として登録し、地域の中において子育ての相互援助活動を行う。 ・登録希望者に説明会、講習会を開催し、会員登録後には情報交換と資質の向上のため、交流会、スキルアップ講座、会報誌の発行等を行い、相互援助活動がスムーズかつ活発に行われるようサポートする。 		
担当課	子ども育成課		
根拠法令・要綱等	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法第6条の3第14項 ・子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）実施要綱（子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の実施について（令和6年3月30日付こ成環第120号こども家庭庁成育局長通知別紙） ・奈良市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱（平成16年奈良市告示第448号） 		
事業費の推移 (千円)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
予算額	8,372	8,925	8,851
決算額	8,370	8,266	8,372

令和6年度 財源及び支出 の内訳 (千円、%)	財源内訳		支出内訳	
	国庫支出金	2,599	プロポーザル審査会 委員報酬	40
	県支出金	2,596	費用弁償	5
	地方債	-	事務用消耗品費	23
	その他	-	郵便料	40
	一般財源	3,177	行事保険料	435
			ファミリーサポート センター事業委託料	7,769
			女性労働協会負担金	60
		合計	8,372	
		執行率 (%)	94.6	

2. 評価指標と実績

成果指標	ファミリー・サポート・センターの相互援助活動件数 単位：(件)		
成果推移	令和4年度	令和5年度	令和6年度
目標	8,300	8,700	9,100
実績	5,499	4,384	5,410
事業の課題	依頼会員に比べ援助会員の人数が少なく、援助の依頼をお断りするケースなど、実際に活動を行うにあたって援助の幅が決まってくる。		

3. 事業の補足説明

本事業は、育児の援助を受けたい市民と援助を行いたい市民を会員として登録し、有償での相互援助活動を行うものである。依頼会員から申込みがあった場合、アドバイザーが内容を確認し、適切な援助会員を紹介し、事前打ち合わせ後に援助活動を実施する。活動内容は下記のとおり、保育施設や学校への送迎、保育施設等開始時間前及び終了時間後の預かり、保護者の外出・病気時の預かりなど多岐にわたる。

実質的な業務運営は、株式会社ニチイ学館へ委託されており、会員数等の運営状況や月次の活動実績は市へ報告される。会員間の交流会や、利用者からのアンケート結

果にて判明した改善すべき事項や課題は、交流会・研修、年次の市と委託業者間の振り返りにてフィードバックが実施される。

<ファミリー・サポート・センターの仕組み>



(出典：奈良市ホームページ)

<サポートの内容>

- 保育所や幼稚園の開始時間まで、又は保育終了時に子どもを預かる。
- 保育所や幼稚園の送り迎え。
- 学校の放課後やバンビーホーム終了後に子どもを預かる。
- 保護者が買い物に行くときに子どもを預かる。
- 保護者の病気や冠婚葬祭のときに子どもを預かる、など

<利用料金>

- 平日午前8時から午後7時…1時間あたり700円
- 平日の上記以外の時間…1時間あたり800円
- 土曜日、日曜日または祝日…1時間あたり800円

<会員数(令和6年度)>

- 依頼会員…1,904人
- 援助会員…427人
- 両方会員…61人

<活動実績（令和6年度）>

活動内容	回数
保育園・幼稚園の登園前の援助	340回
保育園・幼稚園の送り	340回
保育園・幼稚園の迎え	956回
保育園・幼稚園の帰宅後の預かり	140回
小学校登校前の援助	61回
小学校の送り	61回
小学校の迎え	30回
小学校帰宅後の預かり	18回
バンビーホーム入所前の援助	13回
バンビーホームの送り	13回
バンビーホームの迎え	386回
バンビーホーム終了後の預かり	35回
保育施設・バンビーホーム・習い事等迎え後の送り	893回
子どもの習い事等の場合の援助	772回
子どもの習い事後の預かり	2回
保育園・幼稚園・小学校休み時の援助	5回
保護者の外出の場合の援助	303回
保護者の就労（短期・臨時・求職活動等）の場合の援助	165回
冠婚葬祭、他の子どもの学校行事の場合の援助	0回
保護者の病気、その他急用の場合の援助	0回
家事中における子どものサポート	606回
産前・産後の育児援助等	0回
その他	1回
合計	5,140回

（出典：奈良市ホームページ）

4. 実施した監査手続の内容

- (1) 直近3年の予算書の閲覧
- (2) 事業に関する概括的な質問に加えて下記質問の実施
 - ①成果指標の策定方法及び評価結果への対応状況
 - ②事業の継続性に関する課題とその対応策
 - ③事業の周知・広報活動
 - ④利用者のニーズの変化
- (3) 成果指標の設定根拠について質問
- (4) 関連する法令・条例・規則・要綱・要領及び関連する証ひょう等の閲覧
- (5) 「奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン」の進捗状況一覧において実績に対する評価が適切に行われているか否か

5. 監査の結果及び意見

本事業は、一時的に育児の援助を受けたい会員に対して援助会員がサポートを実施するものであることから、援助会員の確保や援助活動の品質、時代のニーズに応じたサポート活動を実施することで利用者の拡大が図られているかといった点に着目して監査手続を実施した。その実施した監査手続の範囲において、記載すべき結果及び意見は識別しなかった。

なお、成果指標について目標値に対して未達となっているが、「2. 評価指標と実績」で事業の課題として認識されているように、援助会員が少ないために援助が一定範囲に制約されていることを受け、援助会員の確保を進めるための施策や時代のニーズに合わせて検討していることから、意見は付さないこととした。

また、子育てが落ち着いた依頼会員に対して援助会員へ登録を働きかけ、大学と連携して年に1回応援フェアを開催するといった、援助会員の確保のための施策を実施し、支援の輪の拡大に向けた取り組みを行っているが、地域の大学や短期大学、専門学校といった団体へアプローチすることで、子育てしやすい環境の整備も期待されるところである。

【7】フードバンク事業経費

1. 実施事業の概要

事業目的	食料の支援が必要な経済的に困窮する子育て世帯に対し、規格外等の様々な理由により市場に流通できない食品等を企業及び個人等から無償で提供を受け、その食品等を配布することにより、支援世帯の生活の維持・向上及び食のセーフティネットとして支え合う地域づくりの推進を目的とする。		
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・余剰食材を市民や事業者から募り、これを仕分け、必要とする家庭にフードパントリー形式で提供する。余剰食材の提供申込をWeb上で実施できる入力フォームを作成し、常設の提供場所（フードバンクセンター）を開設することで、広く市民や事業者から提供を受けることのできる環境を整える。 ・米の宅配、子ども食堂等団体への支援、令和6年度からはフードロス対策コーディネーターを実施し、食の支援を届ける。 		
担当課	子ども育成課		
根拠法令・要綱等	・こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）		
事業費の推移 (千円)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
予算額	71,434	75,464	134,307
決算額	67,589	68,951	131,642

令和6年度 財源及び支出 の内訳 (千円、%)	財源内訳		支出内訳	
	国庫支出金	1,100	事務用消耗品費	81
	県支出金	6,022	行事等賄	99,143
	地方債	-	電気料金	797
	その他	20,747	水道料金	311
	一般財源	103,773	施設修繕料	586
			郵便料	276
			消防設備検査点検手 数料	66
			検査手数料	165
			樹木伐採委託料	99
			建築設備等法定点検 業務委託料	55
			フードバンクセンタ ー事業委託料	25,478
			システム利用料	198
			フードロス対策コー ディネーター事業委 託料	4,387
	合計	131,642		
	執行率 (%)	98.0		

2. 評価指標と実績

成果指標	食品配布の量の満足度 単位： (%)			
成果推移	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
	目標	80	90	95
	実績	85	91	85
事業の課題	物価高騰等が寄附者側にも影響しており、食品の確保に苦慮している。			

3. 事業の補足説明

市は、当該フードバンク事業について、NPO法人フードバンク奈良（以下「フードバンク奈良」という。）へ業務を委託している。委託契約書及び業務委託仕様書に基づき、下記3事業が実施されている。

（1）フードパントリー業務

市が認定する経済的に困窮する子育て世帯を対象に、学校の長期休みの時期等に合わせ、年3回の頻度で、食品等の配布（フードパントリー）を実施する。提供者からの寄附申込みはWebフォーム、電話で対応し、原則フードバンクセンターへの持込み、もしくは配送で提供される。その後、フードバンク奈良は受渡日時・場所の連絡、食品の仕分け・配布、拠点への配送等の業務を実施する。受給希望者には、案内チラシやLINE公式から申込案内が発信されるため、申込み（メール・電話も可）を実施する。

（2）米配送業務

2か月に1回、対象世帯へ10kgの米を配送する。当該業務は、米の確保状況が正確に予測できないため、年度ごとに実施の可否が検討されているものであるが、令和7年度は引き続き実施予定である。提供までの流れはフードパントリー業務と同様である。

（3）フードロス対策コーディネーター業務

物価高騰によって、より積極的な寄附食品の確保・開拓が必要として、令和6年度からフードロス対策コーディネーターを設置している。消費期限の短い食品等も含めて、食品提供の相談対応や引取り、野菜等の収穫等を実施し、食品の確保を図る。

これらの業務に加えて、受給者へのアンケートの作成・回収（成果指標である「食品等の量に対する満足度」を必ず項目に含める。）、食品関連企業や地域団体への周知・受入れ、受入れ食品の適正管理、子ども食堂等への食品提供、支援世帯への情報配信、苦情・トラブル対応（原則受託者が対応し、必要に応じて市へ報告・引継ぎを行う。）など、事業運営に必要な業務が実施されている。

上記のフードバンク奈良による委託業務の実施状況や成果は、月次及び事業完了時に、事業報告書とともに市へ報告され、事業の透明性・適正性の確保が図られているとともに、アンケート結果等から改善点が見受けられる際には、業務内容の見直しも行われる。

（出典：奈良市ホームページ、NPO法人フードバンク奈良ホームページ）

4. 実施した監査手続の内容

- (1) 直近3年の予算書の閲覧
- (2) 事業に関する概括的な質問に加えて下記質問の実施
 - ①委託先の選定方法
 - ②物価高騰による事業への影響
 - ③提供食品に関する品質・衛生管理
- (3) 成果指標の設定根拠について質問
- (4) 関連する法令・条例・規則・要綱・要領及び関連する証ひょう等の閲覧
- (5) 「奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン」の進捗状況一覧において実績に対する評価が適切に行われているか否か

5. 監査の結果及び意見

本事業は、基本的に業者への委託により実施されていることから、委託先の選定方法や食品管理の方法に重点を置いて監査手続を実施した。

実施した監査手続の範囲において、次の意見を識別した。

(1) 成果指標の見直しについて（意見）

本事業の成果指標について、子ども育成課へ質疑したところ、食品配布の量に対する満足度をもって評価しているとの回答を得た。当該フードバンク事業の委託先事業者であるフードバンク奈良は、フードパントリー形式の通常配送時に、受給者へアンケートを配布しており、アンケート項目の一つとして「今回のパントリーの満足度(量)」について、「非常に満足」「満足」「普通」「不満」「非常に不満」の5段階から選択方式で回答を入手している。満足度の実績は、「非常に満足」もしくは「満足」との回答の比率をもって算定されている。

令和6年度に実施した全3回の通常配送時に実施したアンケート結果を確認したところ、いずれも回答率が15%程度となっており、子ども育成課への質疑においても、令和6年度に限らず回答率は低水準となっているとの回答であった。要因としては、アンケートの回答方式がチラシを配布し、チラシに添付されたQRコードを読み取って回答するものであるため、回答自体を失念してしまうケースが多いこと、また、本事業の対象世帯は年度ごとに大きな変動が無く、一度回答した世帯からは再度の回答があまり期待できないことが挙げられた。アンケートの回答率向上を目的として追加的な予算を投

入することは、事業目的の達成に直結するものではないことを踏まえ、別の成果指標の採用を検討することが望まれる。

事業の趣旨を鑑みると、成果指標については、食品等の配布量やフードパントリーの開催回数、受給者数等、量的な基準を設定することも有用である。これらの指標を複数採用することにより、事業の実施状況や支援の広がりを客観的かつ具体的に把握することが可能となり、より適切な事業評価につながるものと考えられる。

以上の点を踏まえ、今後はアンケートによる満足度評価に加え、量的な成果指標の導入についても検討されたい。

【8】 育児用品等支給事業経費

1. 実施事業の概要

事業目的	支援が必要であるにもかかわらず、行政機関や地域の支援につながっていないなど、継続的な支援が必要な乳児のいる家庭に対し、宅配員が乳児用おむつを宅配し、訪問時に子育ての心配ごとや困りごとを聞き、それぞれの家庭にあったサポートを行い、必要に応じて適切な支援につなげることにより、地域の中で子どもたちが健やかに成長できる環境整備や児童虐待の予防につなげることを目的とする。			
事業内容	10代で妊娠届を提出された家庭や多胎児（双子や三つ子など）を出産された家庭に対し、保育士などの訪問員が乳児用おむつをお届けする。訪問時、育児に関する悩みや困りごとを聞く。			
担当課	子ども育成課			
根拠法令・要綱等	—			
事業費の推移 (千円)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
予算額	3,251	3,347	3,508	
決算額	2,459	3,212	3,213	
令和6年度 財源及び支出の 内訳 (千円、%)	財源内訳		支出内訳	
	国庫支出金	1,516	会計年度任用職員 経費	1,332
	県支出金	444	事務用消耗品費	1,881
	地方債	—		
	その他	—		
	一般財源	1,253		
	合計	3,213		
	執行率 (%)	91.6		

2. 評価指標と実績

成果指標	対象世帯数 単位：（世帯）			
成果推移	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
	目標	50	50	50
	実績	49	67	72
事業の課題	対象者が年々増加している。また、継続的な支援が必要だと判断される家庭には、期間を延長し、回数が増加すると人員不足が生じると予想される。			

3. 事業の補足説明

（1）対象世帯の把握と選定方法

本事業の対象世帯は、市に住所を有する乳児のいる家庭のうち、以下のいずれかに該当する家庭としている。

- 当該乳児について10代で妊娠届を提出した家庭
- 多胎児（双子・三つ子等）を出産した家庭
- その他、市長が必要と認める家庭

（2）事業の具体的な流れ

対象世帯には宅配員（保育士等）が電話で事業説明を行い、宅配希望を確認する。希望があった場合、宅配日時を調整し、経過記録表、受領簿を作成する。宅配員は、当該スケジュールに基づき、乳児用おむつを対象家庭へ直接手渡しする。宅配時には、子育ての状況や心配ごと・困りごとを聞き取り、必要に応じて助言や情報提供を行う。5回目の宅配時にアンケートを配布し、6回目の宅配時に回収する。

（3）宅配員の資格・研修

宅配員は、保健師・看護師・社会福祉士・保育士等の資格を有する職員が担当することとなっている。業務に必要な知識・技能を習得するための研修も実施されている。

（4）その他事業運営上の取り組み

上述の保護者から受領したアンケート結果は、課内で供覧され、改善点や意見については、事業内容や運営方法の見直しが行なわれる。

（出典：奈良市ホームページ）

4. 実施した監査手続の内容

- (1) 直近3年の予算書の閲覧
- (2) 事業に関する概括的な質問に加えて下記質問の実施
 - ①他部署との連携状況
 - ②宅配員に対する研修実施状況
 - ③利用者アンケートの回収率、宅配員への共有状況
- (3) 成果指標の設定根拠について質問
- (4) 関連する法令・条例・規則・要綱・要領及び関連する証ひょう等の閲覧

5. 監査の結果及び意見

本事業は、10代で妊娠届を提出した家庭や多胎児を抱える家庭など、周りに相談できる環境が他の家庭に比べて整っていない世帯に向けて、育児用品の配達に合わせて保育士等の相談員が子育てに関する相談を受けるという趣旨を鑑みて、他部署を含む問題の共有・連携や利用者の声が反映されているかというに着目して監査手続を実施した。

実施した監査手続の範囲において、次の意見等を識別した。

(1) 成果指標の見直しについて（意見）

当該事業の成果指標について、子ども育成課へ質疑したところ、対象世帯数をもって評価しているとの回答を得た。対象世帯数の目標数値については、当該事業を開始した令和2年度の実績をもとに令和3年度に50世帯と設定され、それ以降見直しは行われていない。令和7年度からが計画期間となる第三期の「奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン」では、アンケート結果による満足度が成果指標として設定されているが、子ども育成課内の指標としては、対象世帯数についても継続的に使用するとの回答を得ている。

上述のとおり、実績は目標を上回っているものの、支援を必要としている家庭を網羅的に把握し、行政機関や地域のサポートを提供するという事業の趣旨を考慮すると、目標世帯数は各年度の対象世帯数に更新するべきと考える。

(2) 訪問回数の上限について（参考意見）

現状、当該事業としての訪問は6回を上限として定めており、子ども育成課として、6回目以降の訪問回数を増やすなどといった対応は特段とられていない。

支援を必要とする家庭が周囲から孤立することがないように、継続的かつ重層的な支援を提供するといった事業の趣旨を考慮すれば、さらに追加の支援が必要と判断される家庭については、上限回数を拡充するといった対応が望ましいと考えられる。なお、訪問回数が増加することにより、人員不足が生じる場合には、訪問を外部の事業者へ委託することも検討されたい。

【9】子どもの体験支援事業経費

1. 実施事業の概要

事業目的	現代社会のデジタル化が進む中、社会的・経済的困難を抱える世帯の子どもたちが、自らの能力を開発し、将来に夢や希望を持って社会で生き抜く力を習得することで、就職や進学などにつなげることを目的として、高校生を対象としたプログラミング教室に関する事業を実施することを目的とする。			
事業内容	プログラミング的思考（論理的思考力）を育み、思考力・課題解決力・判断力・表現力などの資質・能力の育成を目指すプログラミング教育を題材とした個人参加型の体験学習を実施する。			
担当課	子ども育成課			
根拠法令・要綱等	<ul style="list-style-type: none"> ・ こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律 ・ 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号） 			
事業費の推移 (千円)	令和 4 年度	令和 5 年度（※ 1）	令和 6 年度	
予算額	-	6,000	5,812	
決算額	-	300	5,757	
令和 6 年度 財源及び支出 の内訳 (千円、%)	財源内訳		支出内訳	
	国庫支出金	-	プロポーザル審査 会委員報酬	40
	県支出金	-	費用弁償	2
	地方債	-	郵便料	70
	その他	5,645	子どもの体験支援 事業委託料	5,645
	一般財源	112		
	合計	5,757		
	執行率 (%)	99.1		

※ 1 事業は令和 6 年度から開始しており、令和 5 年度予算のうち、5,700 千円は繰越されている。

2. 評価指標と実績

成果指標 (※2)	本事業は令和6年度から開始したものであるため、令和6年度までの成果指標は存在していない。なお、令和7年度以降は受講生への満足度アンケートの結果を成果指標として設定している。		
成果推移	令和4年度	令和5年度	令和6年度
目標	-	-	-
実績	-	-	-
事業の課題	委託先事業者の開拓が十分でない。 体験支援という幅広い範囲での支援について、事業内容の検討が必要なこと。		

※2 令和7年度以降の成果指標は「第三期奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン」にて設定している。

3. 事業の補足説明

子どもの体験支援事業では高校1・2年生を対象に、プログラミング学習を支援する無料の教室を地域の公共施設で週1回程度、少人数制で実施している。

<対象者>

市内に在住する高校1・2年生

※ただし、ひとり親世帯（児童扶養手当受給世帯・ひとり親家庭等医療費助成世帯）、生活保護受給世帯に限る。

<事業の内容>

- プログラミング学習支援
- 学校や生活における悩み相談

<その他>

市の「企業版ふるさと納税」を活用し実施している。

(出典：奈良市ホームページ)

4. 実施した監査手続の内容

- (1) 直近3年の予算書の閲覧
- (2) 事業に関する概括的な質問に加えて下記質問の実施
 - ①委託先の選定方法
 - ②委託先事業の事後検証
 - ③事業に関する財源確保の状況
 - ④事業の参加者への周知方法
- (3) 関連する法令・条例・規則・要綱・要領及び関連する証ひょう等の閲覧

5. 監査の結果及び意見

本事業は、基本的に業者への委託により実施されていることから、委託先の選定方法や委託先事業の検証方法に加えて、アンケートなどによる利用者ニーズの反映や今後の事業の検討状況に重点を置いて監査手続を実施した。

実施した監査手続の範囲において、記載すべき結果及び意見は識別しなかった。

なお、他の自治体で実施している事業の調査や年代別の需要を把握するためのアンケートが予定されており、その結果を受けて、今後、市民（高校生）にとってより有意義な内容へと事業の充実が図られるものと期待される場所である。また、現在はデジタル化社会を生き抜くことを見据えた中での能力開発としてプログラミングというITに関する体験学習を内容としているが、「生き抜く力を習得する」という趣旨と、企業版ふるさと納税が活用されていることを勘案して、例えば、地元企業とコラボした、アナログ的な職業（働く）体験学習など、体験機会の提供の幅が広がっていくことが期待される。

【10】子育てスポット事業経費

1. 実施事業の概要

事業目的	子育て中の親子を中心とした地域の子育て支援の拠点として、子育ての悩みや不安について一緒に考え、育児の不安感や負担感の軽減を図るとともに、地域の様々な人が子育てに関わり、地域全体で子育てを応援する場として、地域コミュニティの再生・活性化に努めることを目的とする。			
事業内容	地域の団体に委託して、おおむね3歳までの乳幼児とその保護者を対象に、地域にある身近な公共施設等を利用し、月に1、2回、乳幼児とその保護者が集まり、ともに語り合い、交流を図り、子育て情報の交換を行う場、育児相談に応じる場及び子育て親子に遊びを伝える場の提供を行う。			
担当課	子ども育成課			
根拠法令・要綱等	—			
事業費の推移 (千円)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
予算額	3,882	3,967	3,874	
決算額	3,761	3,731	3,604	
令和6年度 財源及び支出 の内訳 (千円、%)	財源内訳		支出内訳	
	国庫支出金	—	郵便料	10
	県支出金	—	子育てスポット事業委託料	3,594
	地方債	—		
	その他	—		
	一般財源	3,604		
	合計	3,604		
	執行率 (%)	93.0		

2. 評価指標と実績

成果指標	子育て中の親子の集える場の利用者数 単位：(人)			
成果推移	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
	目標	170,000	174,000	177,000
	実績	93,774	117,417	120,677
事業の課題	市内22か所で実施しているが、地域により利用者数に差が生じている。			

3. 事業の補足説明

本事業の事業拠点別の利用者数の推移は下記のとおりである。

【事業拠点別利用者数（保護者及び子ども）の推移（R4～R6）】

(単位：人)

開催場所	R4	R5	R6
京西公民館平松分館	222	807	677
帯解こども園	217	138	177
伏見こども園	709	1,016	800
済美幼稚園	167	225	173
鳥見デイサービス“ふらっと”	154	178	107
月ヶ瀬福祉センター	122	109	70
飛鳥公民館	50	53	53
西部公民館	125	32	66
中部公民館	427	493	269
興東公民館	172	51	125
春日公民館	369	358	209
京西公民館	608	444	213
二名公民館	393	527	453
西大寺北幼稚園 (令和6年度～西大寺北こども園)	312	441	219
旧佐保台幼稚園	293	283	257
旧あやめ池幼稚園(令和4年6月～伏見公民館 あやめ池分館、令和6年度～HOPあやめ池)	436	874	652

開催場所	R 4	R 5	R 6
明治地域ふれあい会館	220	179	184
三笠公民館	402	523	378
旧精華幼稚園	662	603	309
どんごが丘コミュニティ広場 (令和6年度～田原公民館)	172	162	68
あいのそのこども園	-	410	383
藤ノ木台自治会館コミュニティホール	-	-	213

(出典：市提出資料より監査人作成)

4. 実施した監査手続の内容

- (1) 直近3年の予算書の閲覧
- (2) 事業に関する概括的な質問に加えて下記質問の実施
 - ①委託先の選定方法
 - ②委託先の管理・監督方法
 - ③拠点別の参加者情報
 - ④事業継続の判断方法
- (3) 関連する法令・条例・規則・要綱・要領及び関連する証ひょう等の閲覧
- (4) 「奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン」の進捗状況一覧において実績に対する評価が適切に行われているか否か

5. 監査の結果及び意見

本事業は、基本的に業者への委託により実施されていることから、委託先の選定方法や委託先が行った業務のモニタリング方法や拠点ごとの利用者状況について重点を置いて監査手続を実施した。

実施した監査手続の範囲において、次の意見等を識別した。

(1) 成果指標の設定について（意見）

「奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン」では、対象事業のうち、“子育てスポット事業”と“地域子育て支援拠点事業”の2事業で「子育て中の親子の集える場の利用者数」が共通の成果指標となっている。共通の成果指標であることから、実績

数値（利用者数）はこの2事業分及びこども園の子育て支援が合算されたものとなっている。

この2事業では、管轄している拠点に重複はなく、利用者数に大きな差がある。それにもかかわらず、実績数値が合算されたものとなっていることで、どちらの事業において前年度比で増減しているのか、目標数値に達しているのか、がわかりにくくなっている。両事業には拠点の利用期間が異なるという相違点がある中で、どの事業で目標数値とのかい離が生じているかを把握し分析することで、より実効性のある評価を行うために個々の事業に切り分けて目標数値を設定すべきである。

成果指標	子育て中の親子の集える場の利用者数（単位：人）		
成果推移	令和4年度	令和5年度	令和6年度
目標	170,000	174,000	177,000
実績	93,774	117,417	120,677

（出典：市提出資料より監査人作成）

成果指標の内訳	令和6年利用者実績 （単位：人）
子育てスポット事業	6,055
地域子育て支援拠点事業	108,974
こども園の子育て支援	5,648
合計	120,677

（出典：市提出資料より監査人作成）

（2）事業の継続性の判断方法について（参考意見）

地域によっては利用者数に差が生じており、利用者が少ない事業拠点での事業の継続性について検討が必要となっている。今のところは、事業者からの申出を受けて協議を行い、事業廃止の可否を判断している状況となっており、事業の継続性を判断する基準（指標）が存在していない。

子育て中の親子が集える場を提供することは福祉的な意味合いも多分にあるため、単純な利用者数の多寡で事業廃止を決定できない側面があるものの、実施（開催）回数に即して委託料が支払われることを鑑みると、画一的に決めるのではなく、その地域の需要に応じて実施（開催）回数を決定することが望ましい。

したがって、事業の継続性を判断するにあたり、利用者の需要を把握することを検討されたい。例えば、利用者数が著しく少ない事業拠点の利用者に対してアンケートやヒアリングを実施するほか、ホームページ内で事業内容に関する意見箱を設置して幅広く意見を募り、需要に応じて（利用者の声を反映して）実施頻度や実施時間帯を設定するなど、実施形態を見直すことが有用であると考えられる。

【11】子育て世帯訪問支援事業経費

1. 実施事業の概要

事業目的	<ul style="list-style-type: none"> ・エンゼルサポート事業： 様々な理由により子の養育に関する支援が特に必要であると認められる保護者に対し、育児、家事等に関する支援を行う訪問支援員がその居宅等を訪問することにより、当該家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする。 ・子どもケアラーサポート事業： 本来大人が担うと想定されているような家事、家族の世話等を日常的に行っている18歳未満の子どもが属する家庭に対し、育児、家事等に関する支援を行う訪問支援員を派遣し、子どもの負担を軽減することを目的とする。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・エンゼルサポート事業： 妊婦もしくは就学前までの子どもがいる家庭で家事のサポートが必要な家庭に対し、訪問支援員（サポーター）を派遣して家事育児支援を行う（ただし、送迎、預かりなど子どもに直接触れる支援は除く。）。「産前」「産後～1歳まで」「1歳～就学前までのうち1年間」の3区分で1回ずつ利用可能。 ・子どもケアラーサポート事業： 家事や介護、その他の日常生活上の世話などを過度に行っていると認められる18歳未満の子どもがいる家庭に対して家事支援を行う。最大月9時間、最長6か月間利用可能。
担当課	子ども育成課
根拠法令・要綱等	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法第6条の3第19項 ・奈良市エンゼルサポート事業実施要綱（平成30年奈良市告示第486号） ・奈良市子どもケアラーサポート事業実施要綱（令和5年奈良市示第126号）

事業費の推移 (千円)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
予算額	4,185	6,364	9,480	
決算額	4,160	6,343	8,318	
令和6年度 財源及び支出 の内訳 (千円、%)	財源内訳		支出内訳	
	国庫支出金	3,627	事務用消耗品費	13
	県支出金	2,772	郵便料	23
	地方債	-	子育て世帯訪問支 援事業委託料	8,282
	その他	-		
	一般財源	1,919		
	合計	8,318		
	執行率 (%)	87.8		

2. 評価指標と実績

成果指標	支援家庭数 単位：(世帯)		
成果推移	令和4年度	令和5年度	令和6年度
目標	50	50	50
実績	93	95	81
事業の課題	<p>エンゼルサポート事業については、申請者は年々増加しており、事業者が不足している。</p> <p>子どもケアラーサポート事業については、ヤングケアラーの相談が少ない状況があり、利用につながりにくい。</p>		

3. 事業の補足説明

子育て世帯訪問支援事業は、平成30年10月より、家事や育児についてサポートが必要である世帯に対して、サポーターを派遣し、妊婦の方や小学校就学前の子どもを養育する保護者への支援を行うエンゼルサポート事業を実施している。また、令和5年9月から、子どもケアラーサポート事業も開始しており、家事や育児、病気・障害のある家族のお世話などを日常的に行っている子どもの家庭に、サポーターを派遣し、家族の手伝いを実施している。

当事業に関して、子どもケアラーサポート事業については、比較的最近始めた事業であることを考慮して、監査対象の事業からは除外することとし、小学校入学前の子ども子育て家庭を中心としたエンゼルサポート事業について検討を実施する。

4. 実施した監査手続の内容

- (1) 直近3年の予算書の閲覧
- (2) 事業に関する概括的な質問に加えて下記質問の実施
 - ①委託先の選定方法
 - ②委託先の管理・監督方法
 - ③申請者と利用状況
 - ④今後の事業拡大等の検討状況
- (3) 関連する法令・条例・規則・要綱・要領及び関連する証ひょう等の閲覧

5. 監査の結果及び意見

本事業は、基本的に業者への委託により実施されていることから、委託先の選定方法や委託先が行った業務のモニタリング方法や利用状況について重点を置いて監査手続を実施した。

実施した監査手続の範囲において、次の参考意見を識別した。

(1) 報告書様式の統一について（参考意見）

エンゼルサポート事業について、サポート派遣は全て外部委託により実施しており、当該、サポーター派遣業務に関して、毎月、業務完了報告書と併せて実績報告書（一覧）、計画書兼報告書（対象者ごと）及び対象者ごとに支援の内容がわかる報告書の提出を求めている。しかし、対象者ごとに支援の内容をまとめた報告書については、様式が定められておらず事業者が任意で作成した様式にて提出されている。

提出された報告書をもとに、対象者への対応状況を把握することで、利用者(対象者)の適切なフォローが実施でき、また、業務の質の確保及び効率の改善などを図っていくことが可能となる。その点、支援の内容に関する報告様式が統一されていないことから、事業者ごとに提供される情報のあり方として、個別の状況を記載している事業者がある一方で、事業者側で作成したチェック項目にチェックするだけの事業者があるなど、提供される情報が不均一となっており、業務の質の確保及び効率性の観点からも適切であるとは言い難い。そこで、業務の質の確保と効率の改善及び情報の均一性を図るという点から、事業者から提出を受ける作業内容に関する報告様式を統一することが望まれる。

【12】地域子育て支援拠点事業経費

1. 実施事業の概要

事業目的	<p>少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感・不安感の増大等に対応するため、地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を推進することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援することを目的とする。</p>		
事業内容	<p>乳幼児と保護者が気軽に集い、交流できる場を地域に提供し、育児相談や子育て関連情報の提供、講習会などを行う。現在、市内15か所で実施している。</p>		
担当課	子ども育成課		
根拠法令・要綱等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童福祉法第6条の3第6項 ・ 地域子育て支援拠点事業実施要綱（平成26年5月29日付雇児発0529第18号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知別紙、令和6年3月30日付こ成環第113号こども家庭庁成育局長通知別紙） ・ 奈良市地域子育て支援拠点事業実施要綱（平成26年奈良市告示第201号） 		
事業費の推移 (千円)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
予算額	121,063	126,083	136,863
決算額	120,861	122,876	136,248

令和6年度 財源及び支出 の内訳 (千円、%)	財源内訳		支出内訳	
	国庫支出金	68,419	費用弁償	7
	県支出金	36,529	事務用消耗品費	130
	地方債	-	地域子育て支援セ ンター事業委託料	136,051
	その他	-	地域子育て支援拠 点事業審査会委員 報酬	60
	一般財源	31,300		
	合計	136,248		
	執行率 (%)	99.6		

2. 評価指標と実績

成果指標	子育て中の親子の集える場の利用者数 単位：(人)		
成果推移	令和4年度	令和5年度	令和6年度
目標	170,000	174,000	177,000
実績	93,774	117,417	120,677
事業の課題	利用者にとって身近な施設となるよう、引き続き設置箇所数及び設置場所を検討する必要がある。あわせて、継続的な事業実施のため、十分な予算の確保が必要である。		

3. 事業の補足説明

(1) 事業運営の体制について

本事業は令和6年度末時点で、市内15か所の「子育て広場」を拠点として展開しており、各拠点は社会福祉法人やNPO法人等が運営主体となっている。運営にあたっては、児童福祉法や市の実施要綱等に基づき、地域の子育て支援ネットワークや関係団体との連携が重視されている。特に、地域の多様な世代（高齢者、学生等）やボランティア、町内会、子育てサークル等との協働を通じて、地域資源の発掘・育成や伝統文化・行事の継続的な支援が図られている。

(2) 設備管理について

各拠点施設は、利用者の安全・利便性に配慮し、ベビーカー・自転車・自動車の駐車スペース、授乳室、相談室、遊具等の設備環境を備えている。施設の衛生管理・感染症対策、安全・危機管理については、市や国の基準に基づき、マニュアルや管理表を作成し、市へ定期的な報告を実施している。

(3) 職員配置と専門性の確保

事業の実施にあたっては、子育て支援に意欲と知識・経験を有する専任職員（非常勤含む）を原則2名以上（統括拠点は3名以上）配置し、うち1名は常勤職員とすることが望ましいとされている。利用者支援事業については、子育て支援員研修修了者や対人援助資格者等、一定の専門性・実務経験を有する職員の配置が求められている。

(4) 事業費・経費の執行管理

事業費は国・県・市の財源を活用し、委託料の用途については本事業の実施要領で、人件費、報償費、旅費、消耗品費、保険料、賃借料、備品購入費等の対象費目が明示されている。経費執行にあたっては帳簿・証ひょう書類の整備・提出が求められ、透明性のある管理が徹底されている。

(5) 事業評価・利用者ニーズの把握

事業の成果指標としている利用者数については、月次で委託団体から業務完了報告書を受領しており、利用者数の推移を把握している。また、毎年度、委託団体による自己評価シート及び利用者からのアンケートを回収し、取りまとめた結果について、市から各拠点へフィードバックを実施している。

(出典：奈良市ホームページ、奈良市地域子育て支援拠点事業実施団体募集要項)

4. 実施した監査手続の内容

- (1) 直近3年の予算書の閲覧
- (2) 事業に関する概括的な質問に加えて下記質問の実施
 - ①委託先の選定方法
 - ②委託先の管理・監督方法
 - ③利用者への周知案内
 - ④今後の事業拡大等の検討状況
- (3) 関連する法令・条例・規則・要綱・要領及び関連する証ひょう等の閲覧
- (4) 「奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン」の進捗状況一覧において実績に対する評価が適切に行われているか否か

5. 監査の結果及び意見

本事業は、基本的に業者への委託により実施されていることから、委託先の選定方法や委託先が行った業務のモニタリング方法、利用者拡大に伴う職員の確保等について重点を置いて監査手続を実施した。

実施した監査手続の範囲において、次の参考意見を識別した。

(1) 専門職員の拡充について（参考意見）

本事業に関して、①親子で集える場の提供、②子育て情報の提供、③子育て相談、④講座の実施を基本とし、地域との連携や専門職員を配置することで利用者地域・関係機関をつなぐ機能を担っており、奈良市地域子育て支援拠点事業実施要綱において、業務の実施にあたり職員の配置に関して、下記事項が掲げられている。

(イ) 職員の配置

a 市又は社会福祉法人等は、子育て親子の支援に関して意欲のある者であって、子育ての知識と経験を有する専任のもの（非常勤の者も可とする。）を2名以上（カに規定する利用者支援を実施する場合にあっては3名以上）配置するものとする。この場合において、専任の者のうち、少なくとも1名は常勤とすることが望ましい。

b 市又は社会福祉法人等は、カに規定する利用者支援を実施する場合にあっては、専任の者のうち1名は、育児、保育に関する相談指導等についての相当の知識、経験を有する者であって、地域の子育て事情と社会資源に精通したものとし、利用者支援に関する取組に専念させるものとする。

本事業について、子ども育成課に質疑したところ、専任職員の相談員（以下「専門職員」という。）に関して、現状、事業運営を行う上での問題は生じていないが、専門職員の確保が将来的な課題となる可能性があることが識別された。

一般職員（非専門職員）を確保することは比較的可能であるが、一般職員が専門職員になるためには一定の要件を満たす必要があり、そのための育成期間を要することから、急な人員の補充は困難となる可能性が高い。それを勘案すると、事業の運営を安定して継続していくためには、人的要件を棚卸してリソースの見える化を図り、計画的な採用・配置を行える体制を構築すべきである。例えば、青森県八戸市の認定こども園の取組みのように、姉妹園や系列法人内の職員が取組みに係る人員配置の協力や情報共有などでフォローし合う体制を取るなどの事例もあるため、参考にされたい。

社会福祉法人 幼保連携型

認定こども園 みどりのかぜ 北ウィング (青森県八戸市)

職員数：29名 在籍園児数：79名 (令和4年2月時点)

【子育て支援事業】

同園開園にあたり地域子育て支援拠点事業を受託し、園内に同園運営による地域子育て支援センター「ウィンディー」を設立。未就園児の親子に向けたサークル活動の提供、園開放・園庭開放、一時預かりを実施している。

・未就園児・保護者に向けたサークル活動の提供/園開放・園庭開放

(園児の親子・地域の親子が交流する場の開設、交流の場での情報提供・相談支援事業)

・一時保育 (一時預かり事業 (施設型))

・放課後児童クラブ (学童保育) (※運営主体 (社会福祉法人) による運営)

・災害時の福祉避難所機能 (その他事業)

◆年間利用者数：各種サークル参加者数：合計約400名、一時保育：約370名

◆財源：自主財源の他、一時預かり事業・延長保育事業 (一時預かり)、地域子育て支援拠点事業のほか、同園運営法人による放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ) を活用

【取り組む上での工夫】

教職員同士でフォローし合い、保護者同士がリラックスできる雰囲気をつくる

- 保護者には育児相談や保護者同士の交流の場の提供を行っている。また、サークル活動の開始前後に、リラックスした雰囲気を大事にしながら、保育教諭や子育て支援員が子育てに関する相談を受け付けている。
- 姉妹園「認定こども園 みどりのかぜ エデュカーレ」や、系列法人が運営する地域交流活動支援施設「みんなの森 オアゾ」と、合同での行事開催や「おしゃべりママカフェ」「マタニティカフェ」などの保護者同士がリラックスして子育ての話がしやすい場の提供を行っている。
- 上記のような取組を行うに当たって、姉妹園や系列法人内の職員が取組に係る人員配置の協力や情報共有などでフォローし合う体制を取っている。

(出典：認定こども園における子育て支援事業 事例集)

【13】乳児家庭全戸訪問事業経費

1. 実施事業の概要

事業目的	生後4か月未満の乳児のいる家庭の子育ての孤立化の防止や不安の軽減を図るとともに、支援を必要とする家庭を適切な支援機関につなげることにより、子どもの健全な育成や児童虐待の防止を図ることを目的とする。		
事業内容	生後4か月未満の赤ちゃんのいる全てのご家庭に、家庭訪問（体重測定・子育て情報のご案内など）をしている。 <母子保健課> ①出産後、母乳育児の相談や育児の心配事がある方 ②赤ちゃんの出生時体重が2,500g未満の方 <子ども育成課> ③特に心配がない方		
担当課	子ども育成課・母子保健課		
根拠法令・要綱等	・児童福祉法第6条の3第4項 ・母子保健法（昭和40年法律第141号）第11条、第18条、第19条		
こんにちは赤ちゃん訪問事業（子ども育成課）			
事業費の推移 （千円）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
予算額	4,960	5,787	4,541
決算額	4,939	4,548	4,297

令和6年度 財源及び支出 の内訳 (千円、%)	財源内訳		支出内訳		
	国庫支出金	1,796	講師報償	30	
	県支出金	1,432	事務用消耗品費	104	
	地方債	-	会議等賄	0	
	その他	-	郵便料	16	
	一般財源	1,069	行事保険料	171	
			乳児家庭全戸訪問 委託料	3,920	
			事務機器借上料	55	
			駐車場使用料	1	
		合計	4,297		
	執行率 (%)	94.6			
新生児妊産婦訪問事業 (母子保健課)					
事業費の推移 (千円)	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
	予算額	1,447	2,113	2,056	
	決算額	1,230	1,485	1,821	
令和6年度 財源及び支出 の内訳 (千円、%)	財源内訳		支出内訳		
	国庫支出金	911	会計年度任用職員 経費	1,692	
	県支出金	-	事務用消耗品費	91	
	地方債	-	郵便料	3	
	その他	-	駐車場使用料	35	
	一般財源	910			
		合計	1,821		
		執行率 (%)	88.6		

未熟児・低体重児支援（母子保健課）						
事業費の推移 （千円）	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	予算額	1,773	1,914	1,103		
	決算額	1,579	1,740	728		
令和6年度 財源及び支出 の内訳 （千円、%）	財源内訳			支出内訳		
	国庫支出金	364	会計年度任用職員 経費	707		
	県支出金	-	事務用消耗品費	10		
	地方債	-	郵便料	11		
	その他	-				
	一般財源	364				
	合計	728				
	執行率（%）	66.0				

2. 評価指標と実績

こんにちは赤ちゃん訪問事業（子ども育成課）						
成果指標	面接人数 単位：（人）					
成果推移	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	目標	2,137	2,090	2,090		
	実績	1,912	1,807	1,731		

妊産婦、新生児、未熟児訪問（保健指導事業）（母子保健課）				
成果指標	新生児訪問対象者への訪問実施率 単位：（％）			
成果推移	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
	目標	98.0	98.0	98.0
	実績	97.4	97.2	96.2
事業の課題	<p>4か月未満の乳児がいる全ての家庭を対象としているが、全件の現認が難しい（他機関現認と担当課での聴取で対応している）。</p> <p>2課で事業を実施しているため、毎月会議を行い対象者の漏れや重複がないように調整している。</p>			

3. 事業の補足説明

新生児から乳児期にかけての子育て家庭への支援事業として、母子保健法に基づく母子保健課による訪問（未熟児訪問・新生児産婦訪問）及び児童福祉法に基づく子ども育成課による訪問がある。

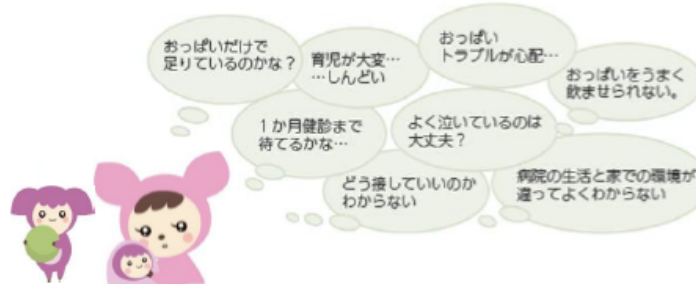
市では、乳児家庭全戸訪問事業として母子保健課と子ども育成課の2課の共同で実施している。

こんにちは赤ちゃん訪問

(乳児家庭全戸訪問事業)

生後4か月未満の赤ちゃんのいるすべてのご家庭に、
家庭訪問(体重測定・子育て情報のご案内など)をしています(無料)。

① 出産後、母乳育児の相談や育児の心配事がある方



② 赤ちゃんの出生時体重が2,500g未満の方

2,500g未満で生まれた赤ちゃんは、生活環境や病気の予防などに十分な配慮が必要です。

右記申請フォームからご入力(外部サイトへリンク)
または母子保健課へ電話をお願いいたします。
助産師または保健師が訪問いたします。



<問い合わせ先>母子保健課(はぐくみセンター内) 電話:0742-34-1978

③ 特に心配事がない方:ご連絡いただく必要はありません。

赤ちゃんが2~3か月の頃に、奈良市が委託している訪問員より、
電話連絡のうえ訪問いたします。

<問い合わせ先>子ども育成課(奈良市役所内) 電話:0742-34-4804

- ※ この訪問は、児童福祉法に基づき全てのご家庭に実施いたします。
ご連絡がつかない場合は、お約束なしに訪問させていただく場合があります。
- ※ 訪問の連絡は、上記の電話番号以外の個人の携帯番号から入る場合があります。
- ※ この訪問は、子ども育成課(奈良市役所内)と母子保健課(はぐくみセンター内)の2課で実施しておりますので、訪問結果は両課で確認させていただきます。

(出典:奈良市ホームページ)

<対象者>

原則として市に住所を有する生後4か月未満の乳児（生後3か月0日時点で市に住民票がある者、転入・転出ケースを含む。）のいる全ての家庭が対象である。

<対象者の内訳>

- ① 母子保健課の訪問対象者：「新生児・未熟児訪問」で対応
出産後、母乳育児の相談や育児の心配事がある方、赤ちゃんの出生時体重が2500g未満の方
- ② 子ども育成課の訪問対象者：「こんにちは赤ちゃん訪問」で対応
①を除く全ての対象者（市外住民の訪問希望者で、主訴なしのケースを含む）

（出典：奈良市ホームページ）

4. 実施した監査手続の内容

- （1）直近3年の予算書の閲覧
- （2）事業に関する概括的な質問に加えて下記質問の実施
 - ①訪問記録の保存及び管理体制
 - ②委託先の選定方法
 - ③研修及び連絡会の開催状況
- （3）成果指標の設定根拠について質問
- （4）関連する法令・条例・規則・要綱・要領及び関連する証ひょう等の閲覧
- （5）「奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン」の進捗状況一覧において実績に対する評価が適切に行われているか否か

5. 監査の結果及び意見

本事業は2課で共同実施されている訪問事業であり、予算のほとんどが業者への委託料（ないし訪問員の人件費）であることを鑑みて、政策目的と予算執行の関係に着目して監査手続を実施した。

実施した監査手続の範囲において、次の参考意見を識別した。

(1) 同一目的の事業を個々に予算編成することについて（参考意見）

市では、現状、児童福祉法に基づく訪問事業（子ども育成課所管）と母子保健法に基づく訪問指導（母子保健課所管）を「乳児家庭全戸訪問事業」として2課で共同実施している。これは、厚生労働省発出の『乳児家庭全戸訪問事業ガイドライン』において、いずれも新生児や乳児がいる家庭へのサポートを行うものであり、密接な関係にあるため、効果的かつ効率的な事業実施の観点から市の判断により併せて実施することとして差し支えないとされていることを受けてのものである。

市は、この「乳児家庭全戸訪問事業」の目的を「生後4か月未満の乳児のいる家庭の子育ての孤立化の防止や不安の軽減を図るとともに、支援を必要とする家庭を適切な支援機関につなげることにより、子どもの健全な育成や児童虐待の防止を図ること」とし、2課で共同実施しているが、予算編成においては、「こんにちは赤ちゃん訪問事業（子ども育成課）」と「新生児妊産婦訪問事業（母子保健課）」、「未熟児・低体重児支援（母子保健課）」の3つに区分されている。この点、政策目的単位での横断的予算整理の可能性が考えられるところであるが、それぞれの事業の法的根拠を勘案すると、これら3事業の予算を完全一体化することは困難である。

ただし、母子保健課が所管する「新生児妊産婦訪問事業」と「未熟児・低体重児支援」の対象は家庭（母子）という不可分な一体であり、一つの成果指標を共有している。加えて、いずれの事業経費も主たるものは人件費であるが、ともに訪問員には専門性を備えていることが要件となっており、そうした人材は一体で手当てする方が確保しやすく、また、家庭の状況に対して柔軟に訪問対応できると考えられる。これら二つの事業経費は共通性が高く、事業客体に一体性があることを鑑みるとともに、予算を有効に無駄なく執行するという観点から、これらの予算を一本化することを検討されたい。

【14】 児童虐待防止対策推進事業経費

1. 実施事業の概要

事業目的	職員への継続的な研修（法定研修を含む）を実施し、休日や夜間にも対応可能な相談体制の整備を推進することで、様々な困難を抱える子どもや家庭へ専門的かつきめ細やかな支援を提供することを目的とする。		
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・健康管理相談費用 児童精神科の医師により、児童虐待等の状況に置かれている児童の医学診断を適切に行い、児童の支援につなげる。 ・職員の専門研修 法定研修や児童福祉分野における専門研修等の受講を通じて、子どもセンター職員の専門性の向上を図る。 ・休日夜間電話対応業務委託、児童虐待防止のためのSNS相談業務委託 児童相談所は児童虐待に関する通告や相談に、24時間365日の対応が求められており、休日夜間における児童虐待通告や相談対応については、業務委託により対応する。また、子どもや保護者から寄せられたSNS相談への対応業務を委託することにより、資格や経験を有する相談員による適切な支援を行う。 		
担当課	子ども家庭支援課		
根拠法令・要綱等	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法第12条、第59条の4 ・地方自治法第156条 ・児童虐待対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律（令和元年法律第46号）附則第6条 		
事業費の推移 (千円)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
予算額	4,565	16,052	10,629
決算額	3,753	8,241	8,123

令和6年度 財源及び支出 の内訳 (千円、%)	財源内訳		支出内訳	
	国庫支出金	5,268	講師報償	20
	県支出金	38	指導相談謝礼	672
	地方債	-	市外旅費	223
	その他	77	書籍購入費	36
	一般財源	2,740	施設業務委託料	6,919
			職員研修委託料	54
			各種研修会等出席 負担金	169
			一時保護児童等支 援給付費	30
			講演会講師等賄	0
	合計	8,123		
	執行率 (%)	76.4		

2. 評価指標と実績

成果指標 (※1)	児童虐待における最重度・重度の割合 単位：(%)		
成果推移	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	目標	4.0	3.0
実績	5.7	6.4	5.2
事業の課題	①健康管理相談費用 ・児童精神科医の人材確保と継続的な協力体制の構築 ・医学診断の結果を他機関との連携にどう活かすか ②職員の専門研修 ・体系的な人材育成計画の策定 ③休日夜間電話対応業務委託、児童虐待防止のためのSNS 相談業務委託 ・業務委託先の質と継続性の確保 ・緊急度判断・対応の標準化 ・匿名相談のため個人を特定することが難しく対面相談につ ながりにくい		

※1 当事業の成果指標は「奈良市第5次総合計画」にて設定している。

3. 事業の補足説明

記載事項はなし。

4. 実施した監査手続の内容

- (1) 直近3年の予算書の閲覧
- (2) 事業に関する概括的な質問に加えて下記質問の実施
 - ①委託先の選定方法
 - ②委託先の管理・監督方法
 - ③人材確保の体制
- (3) 成果指標の設定根拠について質問
- (4) 関連する法令・条例・規則・要綱・要領及び関連する証ひょう等の閲覧

5. 監査の結果及び意見

本事業は、基本的に業者への委託により実施されていることから、委託先の選定方法や委託先が行った業務のモニタリング方法、職員の確保・育成に着目して監査手続を実施した。実施した監査手続の範囲において、特に記載すべき結果及び意見は識別しなかった。

なお、市では人材不足への対応として、面談記録を自動的に文字起こしするといったICT技術の実証実験を行うなど業務改善に努めている。本事業のような専門性を必要とする相談・支援業務において、職員が児童虐待を防止するという本来の業務に時間的リソースを注力できるように、デジタルツールを積極活用する取り組みについては、その効果を大いに期待したいところである。

【15】一般不妊治療等助成経費

1. 実施事業の概要

事業目的	一般不妊治療等を行っている夫婦に対し、経済的な負担の軽減を行うとともに、少子化対策の推進を図るため、治療費用の一部を助成すること、また、不妊治療に係る経済的負担の軽減を図ることにより、不妊治療を受けやすくし、妊娠・出産につなげることを目的とする。			
事業内容	人工授精等の一般不妊治療や体外受精・顕微授精などの生殖補助医療を受けられた夫婦に対し、奈良市一般不妊治療費等助成事業実施規則に基づき、1年度につき10万円を上限に助成する。			
担当課	母子保健課			
根拠法令・要綱等	・奈良市一般不妊治療費等助成事業実施規則（平成28年奈良市規則第61号）			
事業費の推移 (千円)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
予算額	56,116	56,116	44,975	
決算額	21,742	32,823	44,969	
令和6年度 財源及び支出 の内訳 (千円、%)	財源内訳		支出内訳	
	国庫支出金	-	事務用消耗品費	29
	県支出金	-	郵便料	107
	地方債	-	一般不妊治療等助成費	44,833
	その他	-		
	一般財源	44,969		
	合計	44,969		
	執行率 (%)	99.9		

2. 評価指標と実績

成果指標 (※1)	令和6年度までの成果指標は存在していない。なお、令和7年度以降は申請件数を成果指標として設定している。		
成果推移	令和4年度	令和5年度	令和6年度
目標	-	-	-
実績	-	-	-
事業の課題	年々増え続ける需要に対する予算の確保。 治療に対する費用対効果の検証ができない。		

※1 令和7年度以降の成果指標は「第三期奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン」にて設定している。

3. 事業の補足説明

助成金の交付を受けることができる対象者は、以下の要件を全て満たす者である。

- 一般不妊治療等を受けた夫婦で、夫婦のいずれか一方または両方が奈良市内に住所を有していること
- 夫及び妻が医療保険各法の被保険者または被扶養者であること
- 一般不妊治療等を受けた日における妻の年齢が43歳未満であること

助成額は、1年度につき10万円を上限とし、助成開始から5年間で累計50万円までとしている。助成対象となる治療は、産科、婦人科、産婦人科、泌尿器科を標ぼうする医療機関で実施された不妊検査及び不妊治療であり、第三者からの精子・卵子・胚の提供による治療や、代理母による妊娠・出産等は対象外としている。また、特定不妊治療費助成金の交付対象となる費用は本事業の助成対象外である。

申請は、治療を受けた年度内に所定の申請書類（医療機関証明書、領収書の写し、夫婦であることの証明書等）を添えて行う必要があり、令和7年4月1日からの受診分については、スマートフォン等を用いた電子申請によって、来庁不要で申請可能となっている。

上記「事業費の推移」のとおり、令和6年度の事業執行状況率は、99.9%と高く、需要の増加に伴って、さらなる予算の確保が課題となっている。

なお、治療の費用対効果については現時点で十分な検証ができていない状況であるが、第三期奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン（令和7年度）において、申請

件数を成果指標として設定しており、事業の効果測定やそれに基づく事業内容の改善に係る取り組みが求められている。

4. 実施した監査手続の内容

- (1) 直近3年の予算書の閲覧
- (2) 事業に関する概括的な質問に加えて下記質問の実施
 - ① 予算執行率
 - ② 助成金の申請・審査・支給における事務手続
- (3) 関連する法令・条例・規則・要綱・要領及び関連する証ひょう等の閲覧

5. 監査の結果及び意見

本事業は、不妊治療に係る治療費の一部を助成するものであることから、内部統制の観点から給付に係る事務体制・手続を確かめた。その実施した監査手続の範囲において、記載すべき結果及び意見は識別しなかった。

不妊治療に悩んだ経験を持つ夫婦は多く、不妊治療件数は年々増加傾向にある。令和4年4月より保険適用が開始されたが、不妊治療の期間は長期間にわたる場合もあり、家計に対する負担は大きくなることから、他の事業との兼ね合いを考慮しつつ、市民のため、そして未来のために、本事業の拡充への期待は大きいと思われる。

【16】産後ケア事業経費

1. 実施事業の概要

事業目的	<p>出産後の心身ともに不安定な時期にあつて支援が必要な母子に対し、母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み、母子の愛着形成を促し、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援することを目的とする。</p>		
事業内容	<p>生後1年未満の乳児及びその母親、流産又は死産を経験してから1年未満の女子に対し、ショートステイ、デイケア、アウトリーチにより子どもの発育及び発達相談並びに指導等の支援を行う。</p>		
担当課	母子保健課		
根拠法令・要綱等	<ul style="list-style-type: none"> ・母子保健法第17条 ・産前・産後サポート事業ガイドライン及び産後ケア事業ガイドライン（令和7年3月） ・産後ケア事業実施要綱（令和7年3月26日付こ成母第228号こども家庭庁成育局長通知） ・奈良市産後ケア事業（すまいるmamaサポート）実施要綱（平成29年奈良市告示第187号） ・奈良市産後ケア事業実施要領 		
事業費の推移 (千円)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
予算額	7,985	16,520	30,774
決算額	7,112	15,778	30,617

令和6年度 財源及び支出 の内訳 (千円、%)	財源内訳		支出内訳	
	国庫支出金	14,754	会計年度任用職員経費	8,231
	県支出金	1,269	事務用消耗品費	77
	地方債	-	郵便料	44
	その他	-	産後ケア業務委託料	22,265
	一般財源	14,594		
	合計	30,617		
	執行率 (%)	99.5		

2. 評価指標と実績

成果指標	利用者数 単位：(人)		
成果推移	令和4年度	令和5年度	令和6年度
目標	40	40	40
実績	56	108	240
事業の課題	年々増加する利用者に対応するため委託事業所の拡充が必要だが、同時に質の担保も必要。		

3. 事業の補足説明

産後ケア事業では、出産病院からの退院後、赤ちゃんのお世話の仕方を学んだり、お母さんの心身の安定を図るため、利用可能な助産院や産科医療機関で、宿泊や日帰り、訪問によるケアを提供している。

<対象者>

- 市に住民票がある出産後1年未満のお母さんとその赤ちゃん
- 市に住民票がある死産・流産等を経験されたお母さん

※市民で他自治体に里帰りしている間に、産後ケア事業の利用を希望する方や、市に里帰りしている他自治体に住民登録のある方にも対応している。

<ケアの内容>

- お母さんと赤ちゃんの体調管理
- 乳房のケアや授乳の相談
- 赤ちゃんのお世話の仕方や育児相談
- お母さんの不安に関するご相談

<利用方法>

- 産後ショートステイ（宿泊型）：おおむね午前10時から翌朝10時までの利用を1泊とし、昼食・夕食・朝食の3食を提供する。
- 産後デイケア（日帰り型）：おおむね午前10時から午後4時までの利用を1日とし、昼食を提供する。
- 産後アウトリーチ（訪問型）：午前9時から午後5時までの間のうち、おおむね2時間の利用を1日とする。

ママに、もっとスマイルを 奈良市すまいる mama サポート

産後ケア事業の案内

できれば母乳で育てたい。
でも母乳足りているか不安…
産後すぐだから、どこかに行くのもしんどいなあ

家事から離れてゆっくり
赤ちゃんとお過ごししたい。
なんとなく育児がこれで
いいのかわからない不安…

お兄ちゃん(3歳)が園に
行っている間に、赤ちゃんの
相談をゆっくりしたい

お母さんが自宅で安心して育児できるように

助産院や産科医療機関で宿泊や日帰り、訪問でケアを受けられます

● ショートステイ（宿泊型） ※昼食、夕食、翌日朝食の提供あり

おおむね 10 時～翌日 10 時の時間内 （ただし、利用時間は各施設によって異なります）

● デイケア（日帰り型） ※昼食の提供あり

おおむね 10 時～16 時の時間内

● アウトリーチ（訪問型）

9 時～17 時の時間内に上限 2 時間

ケアの内容

- 赤ちゃんとお母さんの体調管理
- 赤ちゃんに関する育児相談
- 乳房ケアや授乳の相談
- お母さんの不安に関する相談等

【対象者】

- 奈良市に住民票がある、出産後 1 年未満のお母さんとその赤ちゃん
- 死産・流産を経験されたお母さん

※受診や治療が必要な場合や感染症の疑いがある場合、ご利用いただけないことがあります。
※託児目的でご希望の場合は、一時預かりなどの他サービスのご利用をご検討ください。

【利用の流れ】

希望の平日 3 日前(年末年始除く)までに、お早めに電子申請を。

※妊娠 28 週以降から申請可能です。利用承認は出産後になります。

【利用回数・料金】

利用方法	利用上限	費用
ショートステイ（宿泊型）	7泊まで	1泊1,000円
デイケア（日帰り型）	合わせて	1日500円
アウトリーチ（訪問型）	7日まで	

※キャンセル・利用日変更は利用日前日の午前 10 時までに利用施設にご連絡ください。それ以降のキャンセルは利用料が発生しますのでご注意ください。
※アウトリーチ（訪問型）にて、駐車場が必要な場合 駐車料金は利用料と別に、利用者負担になります。
※生活保護世帯の方は、費用はかかりません。申請時に生活保護の確認ができるものが必要です。

詳細は奈良市 HP をご確認ください 「奈良市 すまいる mama」で検索 >>>>

【お問い合わせ】奈良市母子保健課 奈良市三条本町 13-1 3F
TEL: 0742-34-1978 (平日 9 時～17 時 土日祝除く)



(出典：奈良市ホームページ)

4. 実施した監査手続の内容

- (1) 直近3年の予算書の閲覧
- (2) 事業に関する概括的な質問に加えて下記質問の実施
 - ①委託先の選定方法
 - ②事業の質的効果の把握方法
- (3) 成果指標の設定根拠について質問
- (4) 関連する法令・条例・規則・要綱・要領及び関連する証ひょう等の閲覧

5. 監査の結果及び意見

本事業は、基本的に業者への委託により実施されていることから、委託先の選定方法や委託先が行った業務のモニタリング方法、事業の効果に重点を置いて監査手続を実施した。実施した監査手続の範囲において、記載すべき結果及び意見は識別しなかった。

なお、成果指標に関して、令和5年度以降、実績が目標を大きく上回っているが、これは、母子保健医療対策総合支援事業実施要綱（令和5年6月30日付こ成母第36号こども家庭庁成育局長通知別紙）に、産後ケア事業はユニバーサルサービスであることが明記されたことに伴って利用対象者が拡大したことが要因である。一方で、国のガイドラインの改定と実施要綱の設置時期が令和6年度末になったことにより適切な目標値を算定できる環境になかったため、目標値が据え置きとなっていたことについてはやむを得ないものと考えた。

産後ケア事業の利用者は今後も増加すると見込まれるところであり、第三期奈良市子どもにやさしいまちづくりプランにおいては成果指標を見直し、利用者数から（委託実績に連動する）利用延べ日数に変更している。この新たな指標をもって、業績評価だけでなく予算管理においても生かされることを期待したい。

【17】産婦健康診査助成経費

1. 実施事業の概要

事業目的	産後うつの予防や新生児への虐待予防等を図るため、産後2週間及び産後1か月等の産後間もない時期の産婦に対する健康診査を実施し、その経費の助成を行うことにより、産後の初期段階における母子に対する支援を強化し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を整備することを目的とする。			
事業内容	市に住所を有する産後8週6日以内の産婦を対象として産婦健康診査受診券を交付し、対象者は、市が委託した医療機関及び助産所（以下「委託実施機関」という。）にて、産婦健診を受診することができるようにする。			
担当課	母子保健課			
根拠法令・要綱等	<ul style="list-style-type: none"> ・母子保健法第13条 ・奈良市産婦健康診査実施要項 			
事業費の推移 (千円)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
予算額	-	-	20,444	
決算額	-	-	14,314	
令和6年度 財源及び支出 の内訳 (千円、%)	財源内訳		支出内訳	
	国庫支出金	6,947	事務用消耗品費	10
	県支出金	-	帳票及び事務用紙等印刷費	70
	地方債	-	郵便料	118
	その他	-	システム修正委託料	220
	一般財源	7,367	産婦健康診査助成費	13,896
	合計	14,314		
	執行率 (%)	70.0		

2. 評価指標と実績

成果指標 (※1)	本事業は令和6年度から開始したものであるため、令和6年度までの成果指標は存在していない。なお、令和7年度以降は受診件数を成果指標として設定している。		
成果推移	令和4年度	令和5年度	令和6年度
目標	-	-	-
実績	-	-	-
事業の課題	特記事項なし。		

※1 令和7年度以降の成果指標は「第三期奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン」にて設定している。

3. 事業の補足説明

(1) 対象者及び受診券の交付

対象者は市に住所を有する産後8週6日以内の産婦であり、妊娠届出時に市から産婦健康診査受診券が交付される。転入者についても、申請により受診券の交付が可能である。

(2) 健診の受診時期・内容

健診は原則として出産後2週間及び1か月の2回実施される。健診内容は、問診（生活環境、授乳状況、育児不安、精神疾患の既往歴、服薬歴等）、診察（子宮復古状況、悪露、乳房の状態等）、体重・血圧測定、尿検査（蛋白・糖）、エジンバラ産後うつ病質問票（EPDS）等の項目で構成されている。

(3) 助成額・請求方法

健診費用の助成は1回につき5,000円を上限とし、受診券1枚につき1回の助成となる。委託実施機関は、受診券の提出を受け、健診を行った場合は、受診券を所定の申請書に添付して市へ費用請求を行う。やむを得ず自費で受診した場合や委託実施機関以外で受診した場合も、所定の申請書類と領収書等を添付することで還付申請が可能である。

(4) 健診結果の報告・支援体制

委託実施機関は健診結果を市へ報告し、特に流産・死産経験者や EPDS の結果が一定基準を超えた場合、速やかに市へ情報提供することが求められている。市は必要に応じて保健師等による訪問や産後ケア、健康相談等の支援を実施し、継続的なフォロー体制を整備している。

(出典：奈良市ホームページ)

4. 実施した監査手続の内容

(1) 直近3年の予算書の閲覧

(2) 事業に関する概括的な質問に加えて下記質問の実施

① 予算執行管理

② 助成金の申請・審査・支給における事務手続

(3) 関連する法令・条例・規則・要綱・要領及び関連する証ひょう等の閲覧

5. 監査の結果及び意見

本事業は健診費用を一部助成するものであることから、内部統制の観点から助成に係る事務体制・手続について重点を置いて監査手続を実施した。実施した監査手続の範囲においては、特に記載すべき結果及び意見は識別しなかった。

なお、予算の執行率が70%であるが、令和6年度から始まった事業であり、事業の定着が進む段階で予算の精緻化が図られるとの理解である。

【18】 出産・子育て応援経費

1. 実施事業の概要

事業目的	核家族化が進み、地域のつながりも希薄となる中で孤立感や不安感を抱く妊婦・子育て家庭は少なくなく、全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境を整理することが課題となっている。これらの課題解決のため、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近に相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援と経済的支援を一体とした事業を実施することを目的とする。		
事業内容	全ての妊婦・子育て家庭について、安心して暮らせるよう相談や妊娠、子育てに役立つ情報提供を積極的に行うとともに、経済的支援として妊娠届出時及び出生時に給付金（それぞれ5万円）の支給を行う。		
担当課	母子保健課		
根拠法令・要綱等	—		
事業費の推移 (千円)	令和4年度(※1)	令和5年度	令和6年度(※2)
予算額	316,418	520,142	196,571
決算額	39,894	390,496	193,884

令和6年度 財源及び支出 の内訳 (千円、%)	財源内訳		支出内訳	
	国庫支出金	126,760	会計年度任用職員 経費	9,173
	県支出金	33,245	事務用消耗品費	70
	地方債	-	帳票及び事務用紙 等印刷費	15
	その他	-	郵便料	95
	一般財源	33,879	電信電話料	267
			出産・子育て応援 給付金訪問委託料	1,098
			事務機器借上料	466
			出産・子育て応援 給付金	182,700
		合計	19,884	
	執行率 (%)	98.6		

※1 令和4年度予算のうち257,655千円は繰越されている。

※2 令和6年度予算のうち1,540千円は繰越されている。

2. 評価指標と実績

成果指標	本事業は令和4年度途中から開始したものであるため、令和6年度までの成果指標は存在していない。なお、本事業は令和7年度以降法制化され、「妊婦のための支援給付」として法令に基づき当然に妊婦に対して経済的に支援を行うためのものであり、国が定める指標を使用する予定とされている。		
成果推移	令和4年度	令和5年度	令和6年度
目標	-	-	-
実績	-	-	-
事業の課題	特記事項なし。		

3. 事業の補足説明

<事業の内容>

(1) 伴走型相談支援

母子保健課と子育て相談課（令和6年度時点）の保健師や助産師が中心となり、出産・育児等の見通しを立てるための面談等やその後の継続的な情報発信、随時の相談受付等を実施することで、妊娠の届出時から妊婦・子育て世帯に寄り添い、身近で相談に応じ、関係機関とも情報共有しながら必要な支援につなぐもの。

具体的には、個別訪問や窓口等の面談で支援の必要な状態を把握し、孤立感、不安感などの解消・軽減に努め、相談内容に応じた行政サービス等の情報提供を行っている。

(2) 出産・子育て応援給付金

妊産婦・子育て家庭を対象に安心して出産・子育てを行えるよう妊娠1回あたり5万円、こども1人あたり5万円の現金を面談後に給付するもの。

<給付金の概要（令和7年3月31日以前に出産された方）>

名称	出産応援給付金	子育て応援給付金
給付対象	妊婦	こどもの養育者
給付額	5万円(妊娠1回あたり)	5万円(こども1人あたり)
給付要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 妊娠届出時に妊婦が保健師・助産師等の面談を受けていること。 ・ 他の自治体で出産応援ギフトを受け取っていないこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出産後のこんにちは赤ちゃん訪問時に新生児の母(母がいない場合はこどもを養育する父等)が保健師・助産師等の面談を受けていること。 ・ 他の自治体で子育て応援ギフトを受け取っていないこと。
面談内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ アンケート記入 ・ 妊娠期の過ごし方や利用できるサービスのご紹介 	<ul style="list-style-type: none"> ・ アンケート記入 ・ 今後利用できるサービスのご紹介
申請期限	妊娠中 ※原則、出産前に申請が必要	生後4か月頃まで
	※やむを得ない特別な事情がある場合でも、申請期限は令和8年3月30日まで	
給付時期	申請受付後、約1か月～2か月後に指定口座に振り込みます。毎月月末に振込予定です。 ※出張所で書類を提出された場合や、申込が殺到する場合、申請内容に不備がある場合は支給が遅れることがあります。	

<対象者>

- ① 出産応援給付金（出産・子育て応援交付金による出産応援ギフト）
妊娠届を提出された方
- ② 子育て応援給付金（出産・子育て応援交付金による子育て応援ギフト）
出生したこどもを養育されている方

（出典：奈良市ホームページ）

4. 実施した監査手続の内容

- （1）直近3年の予算書の閲覧
- （2）事業に関する概括的な質問に加えて下記質問の実施
 - ①予算執行管理
 - ②利用者の意見及び要望に関する対応
- （3）関連する法令・条例・規則・要綱・要領及び関連する証ひょう等の閲覧

5. 監査の結果及び意見

本事業においては、相談員による伴走型相談支援と給付金という資金的支援が行われており、予算のほとんどは給付金の給付であることから、内部統制の観点から給付に係る事務体制・手続について重点を置いて監査手続を実施した。実施した監査手続の範囲において、特に記載すべき結果及び意見は識別しなかった。

【19】 新生児聴覚検査助成経費

1. 実施事業の概要

事業目的	聴覚異常は早期に発見され適切な支援を行うことで、聴覚障害による音声言語発達等への影響が最小限に抑えられる。このため、全ての新生児に対して新生児聴覚検査費用を助成し、聴覚障害の早期発見・早期療育を図ることを目的とする。			
事業内容	検査の必要性を、妊娠届出時に啓発し、初回の新生児聴覚検査（おおむね生後3日以内に受検）にかかる費用のうち、自動ABR検査4,000円、OAE検査1,500円を上限に助成する。			
担当課	母子保健課			
根拠法令・要綱等	<ul style="list-style-type: none"> ・母子保健法第5条 ・奈良市新生児聴覚検査費用助成事業実施要領 			
事業費の推移 (千円)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
予算額	-	8,562	8,415	
決算額	-	5,070	5,527	
令和6年度 財源及び支出 の内訳 (千円、%)	財源内訳		支出内訳	
	国庫支出金	-	事務用消耗品費	4
	県支出金	-	郵便料	10
	地方債	-	新生児聴覚検査助成費	5,513
	その他	-		
	一般財源	5,527		
	合計	5,527		
	執行率 (%)	65.7		

2. 評価指標と実績

成果指標	本事業は令和5年度から開始したものであるため、令和6年度までの成果指標は存在していない。なお、令和7年度以降は受診件数を成果指標として設定している。		
成果推移	令和4年度	令和5年度	令和6年度
目標	-	-	-
実績	-	-	-
事業の課題	特記事項なし。		

3. 事業の補足説明

<対象者>

聴覚検査実施当日に市内に住所を有する生後28日に達する（生まれた日を0日として起算し28日）までの児。

※ただし、次に該当する者については、その限りではない。

- (1) 長期入院が必要等何らかの理由で、新生児期に受検できなかった者
- (2) その他市長が必要と認める者

<対象となる聴覚検査>

公費負担の対象となる聴覚検査は、検査対象者が出生後初めて受検した聴覚検査（初回検査のみ）であって、次のいずれかの方法により実施したもの。

- (1) 自動聴性脳幹反応検査（自動ABR検査）
- (2) 耳音響放射検査（OAE検査）

<その他>

聴覚検査については、検査対象者の養育者が必要性について理解を得るため、奈良市ホームページ、しみんだより、各種SNS、母子健康手帳の交付などのあらゆる機会を通じて、本事業の周知徹底を図っている。

（出典：奈良市新生児聴覚検査費用助成事業実施要領）

4. 実施した監査手続の内容

- (1) 直近3年の予算書の閲覧
- (2) 事業に関する概括的な質問に加えて下記質問の実施
 - ① 予算執行管理
 - ② 委託先の選定方法
 - ③ 助成金の申請・審査・支給における事務手続
- (3) 関連する法令・条例・規則・要綱・要領及び関連する証ひょう等の閲覧

5. 監査の結果及び意見

本事業は、検査費用の一部を助成するものであることから、内部統制の観点から助成に係る事務体制・手続について重点を置いて監査手続を実施した。実施した監査手続の範囲においては、特に記載すべき結果及び意見は識別しなかった。

なお、予算の執行率が60%台であるが、令和7年度から成果指標が設定されることを受けて、予算も精緻化が図られるとの理解である。

以 上